

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【事業年度】	第4期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ （旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）
【英訳名】	Tokyo Kiraboshi Financial Group, Inc. （旧英訳名 Tokyo TY Financial Group, Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 味岡 桂三
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（5341）4301
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 水藤 有仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（5341）4301
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 水藤 有仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）平成30年5月1日付で、当社は上記のとおり会社名及び英訳名を変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前3連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)	(自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日)
連結経常収益	百万円	65,043	79,583	83,092	82,616
うち連結信託報酬	百万円	-	-	61	56
連結経常利益	百万円	11,809	14,453	8,322	4,727
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	57,290	9,412	25,535	3,677
連結包括利益	百万円	70,500	2,390	23,355	9,940
連結純資産額	百万円	202,580	203,216	283,357	291,020
連結総資産額	百万円	4,943,828	5,112,540	5,577,306	5,482,704
1株当たり純資産額	円	6,959.92	6,982.00	7,476.05	7,729.99
1株当たり当期純利益	円	2,638.39	323.84	830.61	112.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	2,561.38	311.89	511.40	77.25
自己資本比率	%	4.09	3.96	5.07	5.30
連結自己資本利益率	%	28.31	4.64	10.51	1.28
連結株価収益率	倍	1.22	8.07	4.01	22.41
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	156,901	105,708	4,276	161,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	93,299	12,757	91,712	35,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	12,066	11,794	10,421	2,710
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	286,385	393,056	504,444	375,365
従業員数	人	3,294	3,259	3,378	3,299
[外、平均臨時従業員数]		[988]	[1,082]	[1,094]	[1,065]
信託財産額	百万円	[-]	[-]	[16,513]	[15,320]

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、平成25年度以前の経営指標等については記載しておりません。

3. 当社は、平成26年10月1日付で株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」という。）の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成26年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の連結経営成績は、取得企業である東京都民銀行の平成26年度の連結経営成績に、八千代銀行の平成26年10月1日から平成27年3月31日までの連結経営成績、及び当社の平成26年10月1日から平成27年3月31日までの経営成績、並びにその他連結決算の際に発生する所要の修正事項（負ののれん発生益等）を連結したものとなります。

4. 平成28年度より株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」という。）を当社の連結子会社とし、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を当社の持分法適用関連会社としております。

5. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示（平成18年金融庁告示第20号）に定める自己資本比率ではありません。

6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は新銀行東京1社であります。

7．平成28年度より新銀行東京は当社の連結子会社となったため、平成26年度及び平成27年度の連結信託報酬及び信託財産額は記載しておりません。

(2) 当社の当事業年度の前3事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益	百万円	2,383	2,927	3,241	3,301
経常利益	百万円	2,024	2,034	2,169	2,235
当期純利益	百万円	1,957	1,961	2,126	2,187
資本金	百万円	20,000	20,000	27,500	27,500
発行済株式総数					
普通株式	千株	29,227	29,227	30,650	30,650
第1回第一種優先株式		-	-	750	750
第二種優先株式		-	-	2,000	2,000
純資産額	百万円	136,689	136,903	195,886	196,002
総資産額	百万円	141,793	141,996	196,013	196,124
1株当たり純資産額	円	4,701.85	4,709.77	4,616.37	4,620.46
1株当たり配当額					
普通株式		30.00	60.00	60.00	60.00
第1回第一種優先株式		-	-	197.08	246.00
第二種優先株式	円	-	-	36.728	25.636
(内1株当たり中間配当額)	(円)				
普通株式		(-)	(30.00)	(30.00)	(30.00)
第1回第一種優先株式		(-)	(-)	(69.44)	(123.00)
第二種優先株式		(-)	(-)	(18.364)	(12.818)
1株当たり当期純利益	円	66.99	67.47	62.52	64.05
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	65.19	66.85	43.10	45.95
自己資本比率	%	96.40	96.38	99.88	99.88
自己資本利益率	%	1.43	1.43	1.27	1.11
株価収益率	倍	48.06	38.75	53.34	39.51
配当性向	%	44.78	88.92	95.96	93.67
従業員数	人	5	9	17	15
[外、平均臨時従業員数]		[-]	[-]	[-]	[-]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、平成26年3月期以前の経営指標等については記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示(平成18年金融庁告示第20号)に定める自己資本比率ではありません。

2【沿革】

平成25年10月	株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行（以下、総称して「両行」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
平成26年5月	両行は、「経営統合契約書」を締結するとともに「株式移転計画」を作成
平成26年6月	両行の定時株主総会において、両行が共同株式移転の方式により当社を設立し、両行がその完全子会社になることについて承認決議 株式会社東京都民銀行においては、定時株主総会と併せて、株式移転計画承認に係る普通株主による種類株主総会を開催
平成26年10月	両行が共同株式移転により当社を設立 東京証券取引所市場第一部に上場
平成27年6月	当社と株式会社新銀行東京（以下、総称して「両社」という。）は、「経営統合の検討に関する基本合意書」を締結
平成27年9月	両社は、「株式交換契約書」及び「経営統合契約書」を締結
平成27年11月	両社の臨時株主総会及び種類株主総会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京を株式交換完全子会社とする株式交換の方式により経営統合を行うことを内容とした株式交換契約について承認決議
平成28年4月	株式交換の方式により両社が経営統合し株式会社新銀行東京が当社の完全子会社化
平成28年6月	三井住友信託銀行株式会社と業務・資本提携契約を締結 第1回第一種優先株式150億円発行（資本金275億円）
平成28年8月	当社の完全子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京の、関係当局の許可の取得等を前提とした平成30年5月1日の合併について決議
平成28年9月	株式会社横浜銀行及び三井住友信託銀行株式会社との株式譲渡契約締結により、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を持分法適用関連会社化
平成29年4月	グループ会社の株式会社とみん経営研究所を当社完全子会社化し、商号を株式会社きらぼしコンサルティングに変更
平成29年11月	当社グループ会社としてきらぼしテック株式会社を設立
平成30年2月	当社の完全子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京が合併契約を締結
平成30年4月	当社の完全子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京は、合併に係る認可並びに信託業務の兼営等に係る認可を取得
平成30年5月	当社の完全子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京が合併し、株式会社きらぼし銀行が発足 当社商号を株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに変更

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、当社、連結子会社13社及び関連会社（持分法適用関連会社）2社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、事業に係る位置付けは次のとおりであります。

〔銀行業〕

株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京は、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業エリアとし、本店ほか支店等においては、主に預金業務、貸出業務、内国為替業務、有価証券投資業務を行うほか、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行は、外国為替業務、商品有価証券売買業務など、株式会社新銀行東京は信託業務などを行っております。当社グループは、これら3社による銀行業を当社グループの中核業務と位置付け、地域社会の発展に貢献するため、質の高いコンサルティング営業の実践を通じてライフステージやライフサイクルに応じた金融商品・サービスを提供しております。

また、連結子会社2社においては、信用保証業務を行っております。

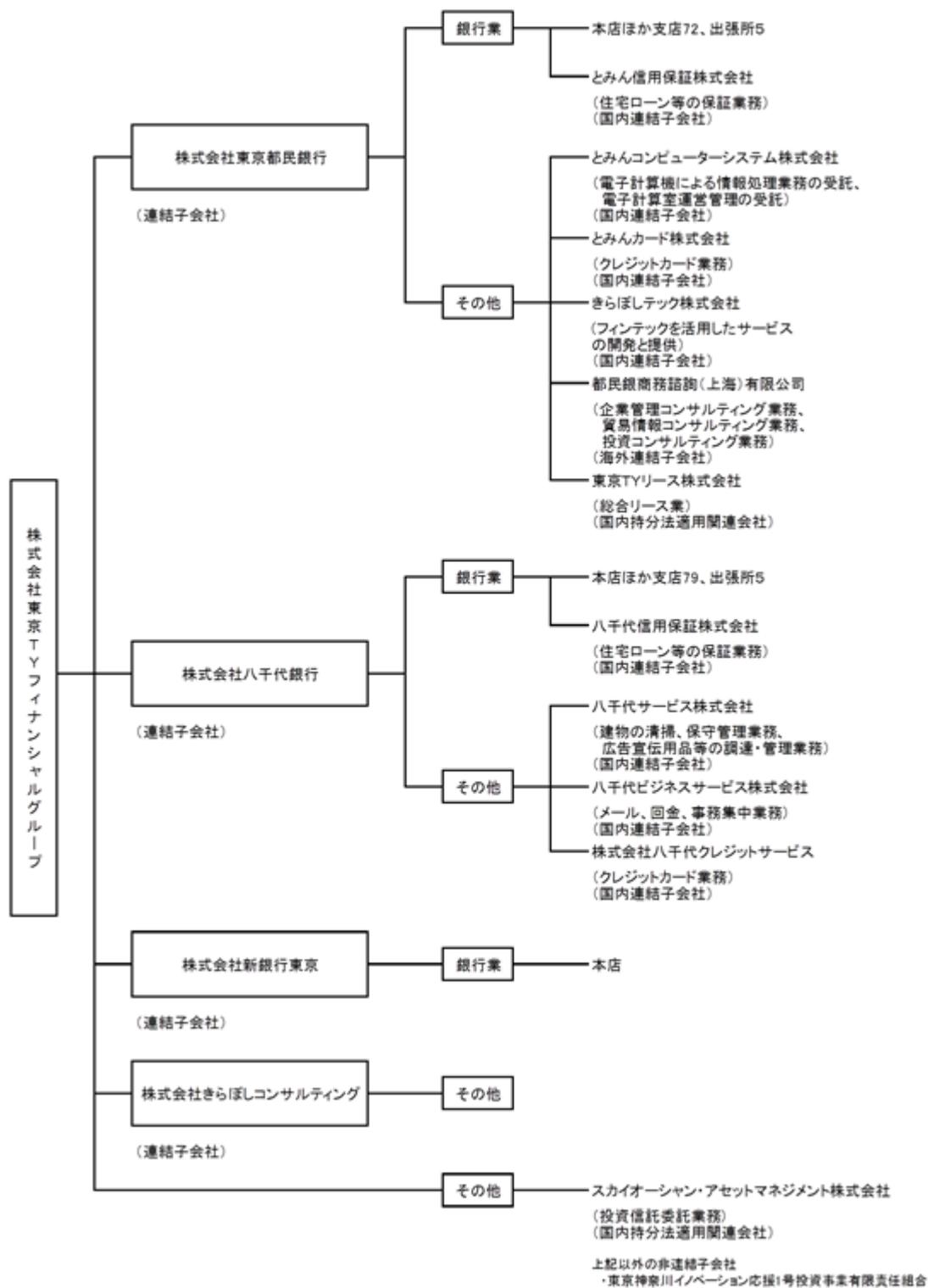
〔その他〕

その他の連結子会社8社及び関連会社（持分法適用関連会社）2社においては、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業及びクレジットカード業など銀行業務に付随する業務を行っており、当社と一体となってお客さまの金融ニーズへの対応を図っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)



(注1) 平成29年4月3日付で、株式会社東京都民銀行の子会社である株式会社とみん経営研究所は、当社が直接出資する完全子会社となり、株式会社きらぼしコンサルティングに商号を変更しております。

(注2) 平成29年11月1日付で、当社の連結子会社である株式会社東京都民銀行が100%出資する子会社きらぼしテック株式会社を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(注3) 平成30年5月1日付で、当社は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに商号を変更しております。

(注4) 平成30年5月1日付で、株式会社八千代銀行を存続会社、株式会社東京都民銀行及び株式会社新銀行東京を消滅会社とする、3行による吸収合併を行い、同日付で株式会社八千代銀行の商号を株式会社きらぼし銀行へ変更しております。

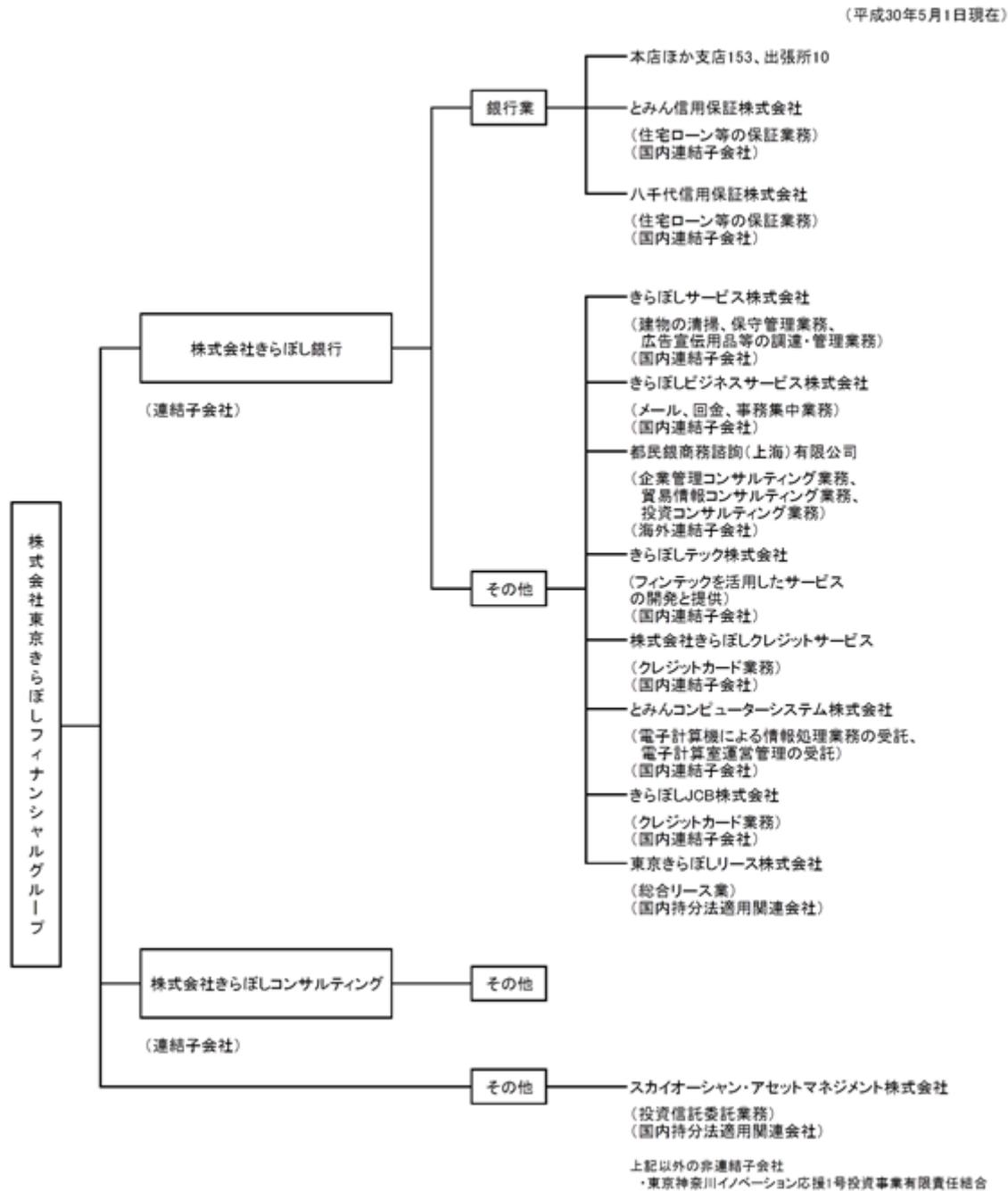
(注5) 平成30年5月1日付で、とみんカード株式会社はきらぼしJCB株式会社に商号を変更しております。

(注6) 平成30年5月1日付で、東京TYリース株式会社は東京きらぼしリース株式会社に商号を変更しております。

(注7) 平成30年5月1日付で、八千代サービス株式会社はきらぼしサービス株式会社に商号を変更しております。

- (注8) 平成30年5月1日付で、八千代ビジネスサービス株式会社はきらぼしビジネスサービス株式会社に商号を変更しております。
- (注9) 平成30年5月1日付で、株式会社八千代クレジットサービスは株式会社きらぼしクレジットサービスに商号を変更しております。
- (注10) 非連結子会社として「東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合(略称: ToKIめき応援1号ファンド)」を平成29年10月2日に設立しております。

なお、平成30年5月1日現在の事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社東京都民銀行	東京都港区	55,620	銀行業	100.0 (-) [-]	11 (4)	-	経営管理 預金取引	当社が建物の一部を賃借	-
株式会社八千代銀行	東京都新宿区	43,734	銀行業	100.0 (-) [-]	12 (4)	-	経営管理 預金取引	当社が建物の一部を賃借	-
株式会社新銀行東京	東京都新宿区	20,000	銀行業	100.0 (-) [-]	6 (2)	-	経営管理	当社が建物の一部を賃借	-
株式会社きらぼしコンサルティング	東京都千代田区	20	情報提供サービス業 有価証券取引金融業	100.0 (-) [-]	5 (-)	-	-	-	-
八千代サービス株式会社	東京都新宿区	10	建物の清掃、 保守管理業務、 広告宣伝用品等の 調達・管理業務	100.0 (100.0) [-]	5 (-)	-	-	-	-
とみん信用保証株式会社	東京都千代田区	760	信用保証業務	100.0 (100.0) [-]	7 (-)	-	-	-	-
八千代ビジネスサービス株式会社	東京都北区	10	メール、回金、 事務集中業務	100.0 (100.0) [-]	6 (-)	-	-	-	-
都民銀商務諮詢 (上海)有限公司	中国 上海市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
きらぼしテック株式会社	東京都港区	50	フィンテックを活用 したサービスの開発 と提供	100.0 (100.0) [-]	4 (-)	-	-	-	-
八千代信用保証株式会社	神奈川県相模原市	342	信用保証業務	98.4 (98.4) [1.2]	4 (-)	-	-	-	-
株式会社 八千代クレジットサービス	東京都豊島区	30	クレジットカード業務	98.1 (98.1) [-]	4 (-)	-	-	-	-
とみんコンピューター システム株式会社	東京都千代田区	20	コンピュータ関連 サービス業	73.0 (73.0) [27.0]	5 (-)	-	-	-	-
とみんカード株式会社	東京都台東区	30	クレジットカード業務	73.0 (73.0) [17.0]	5 (-)	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	神奈川県横浜市	300	投資信託委託業務	15.0 (-) [-]	9 (-)	-	-	-	-
東京TYリース株式会社	東京都千代田区	305	総合リース業	35.5 (35.5) [5.0]	8 (-)	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京であります。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行であります。

3. 上記関係会社のうち、株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えておりますが、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行は有価証券報告書を提出しているため主要な損益情報等の記載を省略しております。

主要な損益情報等(株式会社新銀行東京)	(1) 経常収益	8,459百万円
	(2) 経常利益	2,352百万円
	(3) 当期純利益	2,336百万円
	(4) 純資産額	65,927百万円
	(5) 総資産額	439,410百万円

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
6. 平成29年4月3日付で、株式会社東京都民銀行の子会社である株式会社とみん経営研究所は、当社が直接出資する完全子会社となり、株式会社きらぼしコンサルティングに商号を変更しております。
7. 平成29年11月1日付で、当社の連結子会社である株式会社東京都民銀行が100%出資する子会社きらぼしテック株式会社を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
8. 平成30年5月1日付で、株式会社八千代銀行を存続会社、株式会社東京都民銀行及び株式会社新銀行東京を消滅会社とする、3行による吸収合併を行い、同日付で株式会社八千代銀行の商号を株式会社きらぼし銀行へ変更しております。
9. 平成30年5月1日付で、八千代サービス株式会社はきらぼしサービス株式会社に商号を変更しております。
10. 平成30年5月1日付で、八千代ビジネスサービス株式会社はきらぼしビジネスサービス株式会社に商号を変更しております。
11. 平成30年5月1日付で、株式会社八千代クレジットサービスは株式会社きらぼしクレジットサービスに商号を変更しております。
12. 平成30年5月1日付で、とみんカード株式会社はきらぼしJCB株式会社に商号を変更しております。
13. 平成30年5月1日付で、東京TYリース株式会社は東京きらぼしリース株式会社に商号を変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	3,116 [984]	183 [81]	3,299 [1,065]

- (注) 1. 当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、セグメント情報の記載を省略しているため、セグメントの名称は「銀行業」と「その他」としております。
2. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,455人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
15 [-]	43.9	19.8	9,931

- (注) 1. 当社従業員は株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京からの出向者であります。なお、上記のほかに、株式会社東京都民銀行79人、株式会社八千代銀行66人及び株式会社新銀行東京32人の兼務者が従事しております。
2. 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。また、当社グループには東京都民銀行従業員組合(組合員数1,105人)、金融労連八千代銀行従業員組合(組合員数64人)が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。なお、平成30年5月1日付で、東京都民銀行従業員組合はきらぼし銀行従業員組合に、金融労連八千代銀行従業員組合は東京きらぼしフィナンシャルグループ労働組合に、それぞれ名称変更しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融グループを通じて、地域社会の発展に貢献します。」との経営理念を掲げ、東京に本店を置く地域金融機関として、将来を見据えた持続可能なビジネスモデルの確立を目指すと共に、中小企業及び個人のお客さまへのコンサルティング機能の発揮や地方公共団体、他の地域機関等との連携等により、お客さま本位の営業を推進し、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No. 1の都市型地銀グループを目指しております。

また当社グループは、以下の3つを経営方針に掲げ、経営目標の達成に取り組んでまいります。

- ・ <きらりと光る銀行>
独自性のある金融サービスの提供により、地元銀行として永続的に存在する
- ・ <チャレンジする銀行>
お客さまや地域経済の発展に貢献するために、東京圏の特色を活かして挑戦し続ける
- ・ <思いをつなぐ銀行>
お客さま、地域、職員の「思い」を大切に、常に信頼される存在になる

今後を展望いたしますと、当社グループの営業エリアである東京圏においては、高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大し、また、地方の高齢化や人口減少を背景に、地方から東京圏への企業の進出、人口の流入が続くものと予想しております。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等の大規模な再開発が見込まれるほか、訪日外国人の増加やそれに伴う消費の拡大等、幅広い業種に追い風が吹くものと考えております。

東京圏では、こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、他金融機関の東京圏への積極的な業務展開もあり、当社グループの営業エリア内での競争は、今後さらに激化していくことが見込まれます。また、日本銀行によるマイナス金利政策の継続は、当社グループの収益にも少なからず影響を与えており、収益力向上に向けた取組みの強化が求められる状況になっております。

当社グループが、こうした外部環境の下でビジネスチャンスを業績につなげ、持続的な成長・発展を遂げるためには、子会社3行の合併によるシナジー・統合効果を最大限発揮すると共に、お客さま本位の営業体制を更に発展させることにより、お客さまとの質の高い接点を持ち、お客さまのニーズを的確に把握し、お客さま満足度の向上につなげることで、他の金融機関との差別化を図っていくことが喫緊の課題であると考えております。

こうした認識の下、当社グループでは、平成30年5月より3年間の中期経営計画「スタートアップ きらぼし」をスタートさせております。本中期経営計画では、「東京圏の新型タイプの都市型地銀」の創造、東京圏の発展に当社グループが貢献していく決意、「チャレンジ&スピード」をベースとした起業家精神をコンセプトとしております。お客さま、地域、投資家、職員との「質」の高い接点を持ち、皆さまの満足度向上につながる「対話」を起点としたビジネスモデルの構築により、「金融にも強い総合サービス業」を目指してまいります。

具体的には、お客さまとの効果的な接点を実現するための「地域本部制」の導入や、東京都や川崎市をはじめとする地方公共団体や関連団体、他の金融グループ、当社グループ企業であるきらぼしコンサルティング等との連携による本業支援やコンサルティング営業の展開、事業性評価融資や創業者・起業家の皆さまをサポートする創業支援の取組みの更なる強化等を進めてまいります。こうした取組みにより、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまからファーストコールをいただき、結果としてお客さまとの共通価値を創造することができる営業体制を構築してまいります。

また、業務の効率化により、お客さまと「対話」する時間を創出するための業務改革プロジェクトの推進や、合併後の近隣店舗を中心としたランチ・イン・ランチの取組み、地域の特性に合わせた店舗体制等により、戦略的な店舗ネットワークの構築を進めてまいります。平成32年度上期には、更なる統合効果の発揮に向け、システム統合を行う計画です。

こうした施策の実行にあたっては、お客さまから信頼され、お客さまの立場に立って“考動”でき、その結果として成功を体現できる人材「きらぼしびと」の育成に向けた人材育成プログラムを実施してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員の知見も活用した上で監督機能の強化を進め、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実に努めてまいります。

この間、平成30年2月に子会社の元行員による現金着服事件が発覚しました。このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省し、お取引頂いているお客さま、株主の皆さま並びに地域の方々にご迷惑とご心配をお掛けした事を心よりお詫び申し上げます。

今後とも、法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、再発防止に向け内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取り組んでまいります。更に、地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努め、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めてまいります。

平成30年5月1日の合併に際し発生した、振込みにかかる入金遅延等の不具合に関して、お客さまをはじめとする皆さまに、多大なご迷惑ご不便をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。かかる事態を役職員一同、重く受け止めております。

当社グループは、このような事態を引き起こしたことを真摯に反省し、今後再び同様の事態を生じさせないという決意のもと、役職員一同、お客さまの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

当社の子会社である3行は5月1日に合併し、きらぼし銀行として新たなステージに移行しました。今後とも3行合併によるシナジー・統合効果の最大限の発揮を図りつつ、企業価値の更なる向上に向け、役職員一丸となり全力で取り組んでまいります。

・目標とする経営指標

平成30年5月より3年間の中期経営計画「スタートアップ きらぼし」をスタートさせております。皆さまの満足度向上につながる「対話」を起点としたビジネスモデルの構築により、「金融にも強い総合サービス業」を目指すべく、最終年度の目標計数を次のとおりとしております。

当社グループ	
親会社株主に帰属する当期純利益	60億円
きらぼし銀行	
コア業務純益	125億円
OHR	80%
ファーストコール先数()	年間7,000件

ファーストコール先数(本業支援の提案を行った先数及びライフプランの支援にかかる提案を行った先数)

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。各項目に掲げられたリスクは、それぞれが独立するものではなく、ある項目のリスクの発生が関連する他の項目のリスクに結びつき、リスクが増大する可能性もあります。

当社及び当社グループ企業(以下、「当社グループ」という。)は、こうしたリスクの発生可能性を認識したうえで、管理体制の強化に取り組み、発生の回避及び発生した場合の適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

なお、以下の記載における将来に関する事項については、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 信用リスク

(1) 不良債権に関するリスク

当社グループは、貸出金に対する審査体制の強化や貸出先に対する事業性評価に基づく金融支援・本業支援の実践、及び自己査定 of 適切な運用を通じて貸出資産の健全化に努めております。しかし、国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等によっては、不良債権が増加する可能性があります。

(2) 貸倒引当金に関するリスク

当社グループは、自己査定等に基づき、将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、経済情勢や貸出先の経営状況の悪化、担保価値の下落、自己査定及び償却引当に関する基準の変更、その他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となり与信関係費用が増加する可能性があります。

(3) 貸出先への対応に関するリスク

当社グループは、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、回収の実効性その他の観点から、法的な権利をすべて行使しない場合があります。また、こうした先に対して追加貸出、債権放棄等による支援を行う場合があり、こうした支援により、当社グループの不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(4) 担保・保証に関するリスク

担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況等を前提として算定しているため、不動産価格等の下落による担保価値の減少や保証人の信用状態の悪化等が発生した場合には、与信関係費用が増加する可能性があります。

(5) 権利行使に関するリスク

当社グループは、不動産市場における価格の下落や流動性の欠如、有価証券価格の下落等の要因により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先が保有するこれらの資産に対して強制執行することが困難となる可能性があります。

(6) 他の金融機関の動向に関するリスク

当社グループは、業況が低迷している企業等であっても改善が見込まれる場合には、貸出条件の変更や追加のご融資にも応じておりますが、他の金融機関が急速な貸出金の回収や取組方針等の変更を行った場合には、与信関係費用や不良債権が増加する可能性があります。

2. 市場リスク

(1) 有価証券の価格下落リスク

当社グループは、市場性のある株式や債券等の有価証券を保有しております。これらの有価証券の価格下落により、評価損や売却損が発生する場合があります。当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金利変動リスク

当社グループでは、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利変動が発生した場合には、資金収益が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) デリバティブ取引

当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスク及び取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しているため、想定を超える市場金利・為替相場等の変動や取引先の契約不履行により、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替リスク

当社グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。外貨建ての資産と負債が通貨ごとと同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。

3. 流動性リスク

経済環境の変化や金融市場全般または当社グループの信用状況等が悪化した場合には、資金調達コストが上昇し業績に悪影響を及ぼすことがある他、資金調達が困難になれば財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当社グループは、預貸金業務や為替業務をはじめ、国債や投資信託、生損保等の販売等、様々な業務を行っております。こうした業務において、役職員が過失の有無を問わず不適切な事務処理を行った場合には、当社グループが損失を被る可能性があります。

(2) システムリスク

当社グループは、銀行業務を正確かつ迅速に処理するとともに、お客さまに多様なサービスを提供するため、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを使用しております。これらのシステムについて、事故やシステムの新規開発・更新等によるシステムダウンまたは誤作動等の障害が発生した場合、さらには、フィッシングサイトやコンピュータウィルス等の不正な手法による金融犯罪が発生した場合、障害や被害の規模によっては当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティリスク

当社グループは、業務遂行上、多数のお客さま情報を保有しております。こうした情報が漏洩した場合には、お客さまからの信用が失墜するばかりでなく、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) レピュテーションリスク

当社グループは、経営管理の徹底を図るとともにお客さま満足度や利便性の向上に努めております。しかしながら、マスコミ報道やインターネット等を通じ、当社グループや金融業界等に対する事実と異なった風説や風評が拡散した場合には、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟リスク

今後の業務運営の過程で訴訟を提起され、補償等を余儀なくされた場合、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 決済リスク

当社グループは、多くの金融機関と取引を行っております。取引にあたっては一定の基準を設定しておりますが、金融システム不安が発生した場合や大規模なシステム障害が発生した場合には、金融市場における流動性が低下する等、資金決済が困難となる可能性があります。

6. 法令違反等に関するリスク

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つととらえ態勢の整備に努めておりますが、法令等に違反するような事態が生じた場合には、罰則や行政処分等を受け、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 退職給付債務に関するリスク

当社グループは、割引率や年金資産の期待運用収益率等について、一定の条件の下で、従業員退職給付債務及び退職給付費用を算出しております。しかしながら、年金資産の時価下落や運用利回りの低下、退職給付債務を計算する前提となる割引率等、算出の前提条件に変更があった場合は、退職給付費用が増加し、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当社グループは、現時点で想定されるさまざまな予測・仮定を元に将来の課税所得を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、実際の課税所得が見積額と異なり一部または全部の回収が困難であると判断した場合や、算出基準が変更された場合には、繰延税金資産が減額され、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

9. 自己資本比率に関するリスク

当社グループは、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）に定められた国内基準（現時点で4%）以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することが求められておりますが、当社グループの自己資本比率がこの最低所要基準を下回った場合には、監督当局から行政処分を受ける可能性があります。

当社グループの自己資本比率に影響を及ぼす主な要因として、以下のものがあります。

- ・ 債務者の信用力悪化及び不良債権処理の増加に伴う与信関係費用の大幅増加
- ・ 景気動向や金利変動に伴う保有有価証券の大幅下落
- ・ 繰延税金資産について将来の課税所得の見積額と実際の課税所得との相違等に伴う繰延税金資産の大幅減額
- ・ 自己資本比率基準や算定方法の変更
- ・ 本項記載のその他の不利益な展開

10. 固定資産減損に係るリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲または方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 普通株式の希薄化リスク

当社は、平成28年4月1日付で株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」という。）との株式交換による経営統合に伴い、第二種優先株式400億円を発行しております。第二種優先株主は、平成33年4月1日から平成43年3月31日までの間、当社に対し普通株式の交付と引換えに第二種優先株式を取得することを請求することができます。また、当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第二種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第二種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

また、平成28年6月24日付で、第三者割当により第1回第一種優先株式150億円を発行しております。第1回第一種優先株主は、平成35年6月1日から平成43年3月31日までの間、当社に対し普通株式と引換えに第1回第一種優先株式を取得することを請求することができます。当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第1回第一種優先株式がある場合、そのすべてを取得請求期間の末日の翌日に取得し、それと引換えに第1回第一種優先株主に対し普通株式を交付いたします。

こうした場合、普通株式の株式数が増加し、1株当たりの価値が低下する場合があります。

12. 業務範囲拡大によるリスク

当社グループは、法令等に則ったうえで、伝統的な銀行業務以外の新規業務にも業務範囲を拡大しております。新規業務を取扱うことにより、当社グループは新しく複雑なリスクにさらされることとなります。当社グループは新規業務に関するリスクについては全く経験がないか、または、限定的な経験しかない場合があります。

13. 期待した統合効果を発揮できないことに関するリスク

当社は、平成26年10月1日に、株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」という。）の共同株式移転により設立され、平成28年4月1日には、新銀行東京が新たに当社傘下に加わりました。また、前記の3行は、平成30年5月1日に合併し、株式会社きらぼし銀行となっております。

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を中心とした160以上の店舗網や、きらぼし銀行の強み・ノウハウの活用、地方公共団体や地域の商工会議所等の経済団体との更なる連携強化を通じて、高度な金融サービスの提供に努め、お客さま満足度や競争力を向上させるとともに経営の効率化を進めております。

しかしながら、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

統合効果の進展を妨げる主な要因として以下のものが考えられますが、これらに限定されるものではありません。

- ・当社グループ内における業務面での協調体制の強化や経営資源の相互活用が奏功せず、シナジー効果を十分に発揮できない場合
- ・合併に伴う経営インフラの整備・統合・再編等により、想定外の追加費用が発生する場合

14. 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の条件下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主に対し配当を支払えなくなる可能性があります。

15. 主要な業務の前提に関するリスク

当社の子会社であるきらぼし銀行は、監督官庁の許認可を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消し等を命ぜられることがあります。現時点において、きらぼし銀行はこれらの事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止や免許の取消し等の要件に該当した場合には、銀行子会社の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

16. 格付低下によるリスク

当社グループは、外部格付機関より格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、当社グループの資金・資本調達に影響を及ぼす可能性があります。

17. 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主要営業エリアとし、地域の中小企業と個人のお客さまを中心に金融サービスを提供しております。そのため、営業エリアにおける地域経済の動向が当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

18. 災害等に関するリスク

大地震・台風等の自然災害や伝染病の発生、停電等の社会インフラ障害、犯罪等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

19. その他

当社グループが業務を行ううえで適用される法律及び規則、政策、実務慣行、会計制度、税制等が変更された場合には、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

この「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」は、当社グループの経営成績等（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況）に重要な影響を与えた事象や要因を経営者の視点から分析・検討したものです。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

・経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 （財政状態及び経営成績の状況）

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が持続し、設備投資の堅調な増加や個人消費の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。また、先行きについては、海外経済・市場動向等のリスク要因はあるものの、底堅い内外需を背景とした景気回復の継続が見込まれております。

当社グループの主な営業エリアである東京圏の中小企業の景況は、外国人観光客の増加によるインバウンド需要の拡大、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた需要の本格化や、都心部の再開発による建設投資の活発化等により、全体として緩やかに改善しております。一方で、人手不足の深刻化に伴う生産への影響や受注機会損失、人件費や原材料価格、輸送費等のコスト上昇への対応が主要な課題となっております。

こうした経済環境の下、当社グループは、持株会社方式での経営統合を一步進め、競争力強化、経営効率化のさらなる進展を図るため、平成30年5月1日を効力発生日とする、傘下3行の合併に向け、準備を進めてまいりました。また、「真の金融仲介機能の発揮による課題解決や本業支援の実践」、「専門性の発揮によるコンサルティング機能の提供」、「幅広いネットワークの構築による新しい価値提供や新事業領域の発掘」、「中長期的視野に立った経営体制の強化」の4つを全体戦略に掲げ、さまざまな取組みを実施しております。

1つ目の「真の金融仲介機能の発揮による課題解決や本業支援の実践」では、平成29年5月に公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」といいます。）や川崎市等との共催による「知的財産マッチング会」を開催し、東京都内及び川崎市内の中小企業の皆さまに、大企業や研究開発機関等の開放特許を紹介する場をご提供するなど、ビジネスマッチングの取組強化に努めました。また、同年8月に公立大学法人首都大学東京と「産学連携による中小企業支援に関する協定」を締結し、地域中小企業の課題解決を産学連携により支援する体制を構築いたしました。更に、平成30年2月には厚生労働省東京労働局と「包括連携に関する協定」を締結し、中小企業の皆さまの働き方改革や生産性向上に向けた取組みの支援強化を図ってまいりました。

2つ目の「専門性の発揮によるコンサルティング機能の提供」では、平成29年4月に、当社グループのコンサルティング業務の強化を目的として株式会社きらぼしコンサルティングを発足させ、銀行取引とは独立したより高度で専門性の高いアドバイスにより、事業承継やM & Aに関するニーズへの対応や事業拡大のためのビジネスマッチングの実施等を通じて、お客さまへの付加価値の提供に努めてまいりました。また同年4月から、当社子会社にて取扱っている「公共工事代金債権信託（コントラスト）」について、台東区・目黒区・中野区及び川崎市が発注する公共工事を利用対象に追加したことに加え、6月からは不動産管理信託の取扱いを開始し、信託機能の充実を図りました。更には、同年7月の公社や川崎市と共催した「海外展開支援セミナー」の開催等による中小企業の皆さまの海外ビジネスのサポートや、同年10月の「東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合（略称：T o K I めき応援1号ファンド）」の組成や株式会社日本政策金融公庫と連携した創業支援融資「きらぼし創業サポート」の取組開始等による創業支援にも注力してまいりました。

3つ目の「幅広いネットワークの構築による新しい価値提供や新事業領域の発掘」では、引き続き「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づく東京都や関連団体との連携や、他の金融グループ等との連携施策を展開してまいりました。具体的には、平成29年5月の株式会社日本政策投資銀行との「女性起業家支援セミナー」の共催や、同年9月の公社及び地方独立行政法人東京都産業技術研究センターとの共催による「事業承継セミナー」、公益財団法人東京しごと財団との同年9月から平成30年1月の間、4回に渡り実施した企業交流会、平成29年11月に共催した「人材確保支援セミナー」、合同企業説明会「とうきょうJOBフェスタ」等に参加してまいりました。また、当社グループで取扱っている「前給サービス」のプラットフォーム及びノウハウを活用したフィンテックビジネス進出への足がかりとして、平成29年11月にきらぼしテック株式会社を設立いたしました。

4つ目の「中長期的視野に立った経営体制の強化」では、平成29年7月に東京都民銀行六本木事務センターと八千代銀行動坂事務センターを集約し、新たに共同事務センターである滝野川事務センターを設置いたしました。同年8月には、東京都民銀行錦糸町支店をランチ・イン・ランチ方式により城東支店内に移転すると共に錦糸町駅北口オフィスを開設いたしました。また、同年9月に東京都民銀行本店を港区南青山に移転し、グループの本部機能を部門毎に青山オフィスと新宿オフィスに集約するなど、合併後の体制を見据えた業務運営、執行体制等の効率化を進めてまいりました。更に、「お客さまに真に選ばれ信頼される人材の育成」の実現に向け、自ら進んで変革に挑戦する人材育成のためのプロジェクトにも取り組んでまいりました。

当社グループは、統合効果を最大限に発揮し、東京圏の地域金融の担い手として一層真価を発揮すべく、お客さま本位の業務運営を更に発展させてまいります。

こうしたなか、当連結会計年度の連結経常収益は、前連結会計年度比4億円減少し826億円となりました。連結経常費用は、前連結会計年度比31億円増加し778億円となり、その結果、連結経常利益は、前連結会計年度比35億円減少し47億円となりました。また、前連結会計年度に計上した新銀行東京との経営統合による負ののれん発生益194億円が剥落したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比218億円減少し36億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増による支出や預金の純減による支出、借入金の純減による支出等を主因に1,615億円の支出となり、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出が発生する一方、有価証券の売却及び償還による収入等により351億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払いによる支出等により27億円の支出となりました。この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比1,290億円減少し3,753億円となりました。

セグメント別の業績につきましては、当社グループは銀行業以外にコンピュータ関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内が587億円、海外が0百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で540億円となりました。

信託報酬は、国内が56百万円、内部取引による相殺消去後の合計で56百万円となりました。

役員取引等収支は、国内が149億円、海外が49百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で141億円となりました。

その他業務収支は、国内が22億円、海外が0百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	59,699	0	4,603	55,096
	当連結会計年度	58,742	0	4,718	54,025
うち資金運用収益	前連結会計年度	63,579	0	4,690	58,889
	当連結会計年度	62,163	0	4,752	57,411
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,880	-	87	3,793
	当連結会計年度	3,421	-	34	3,386
信託報酬	前連結会計年度	61	-	-	61
	当連結会計年度	56	-	-	56
役員取引等収支	前連結会計年度	13,530	48	954	12,624
	当連結会計年度	14,901	49	841	14,109
うち役員取引等収益	前連結会計年度	18,028	48	1,911	16,165
	当連結会計年度	19,278	49	1,744	17,582
うち役員取引等費用	前連結会計年度	4,497	-	956	3,540
	当連結会計年度	4,376	-	902	3,473
その他業務収支	前連結会計年度	5,346	1	1,859	3,486
	当連結会計年度	2,234	0	1,943	291
うちその他業務収益	前連結会計年度	7,817	-	2,516	5,301
	当連結会計年度	5,758	-	2,531	3,226
うちその他業務費用	前連結会計年度	2,470	1	656	1,815
	当連結会計年度	3,523	0	588	2,935

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達 の 状況

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は5兆2,406億円、資金運用収益は574億円、資金運用利回りは1.09%となりました。このうち、国内の平均残高は5兆5,018億円、資金運用収益は621億円、資金運用利回りは1.12%となりました。また、海外の平均残高は51百万円、資金運用収益は0百万円、資金運用利回りは0.77%となりました。

また、当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は5兆2,035億円、資金調達費用は33億円、資金調達利回りは0.06%となりました。このうち、国内の平均残高は5兆2,687億円、資金調達費用は34億円、資金調達利回りは0.06%となりました。また、海外の資金調達はありませんでした。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	5,537,080	63,579	1.14
	当連結会計年度	5,501,839	62,163	1.12
うち貸出金	前連結会計年度	3,573,827	46,066	1.28
	当連結会計年度	3,612,972	44,010	1.21
うち商品有価証券	前連結会計年度	747	3	0.41
	当連結会計年度	787	3	0.40
うち有価証券	前連結会計年度	1,545,431	16,159	1.04
	当連結会計年度	1,441,053	16,839	1.16
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	51,793	91	0.17
	当連結会計年度	44,838	40	0.09
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	221	0	0.00
	当連結会計年度	82	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	350,029	334	0.09
	当連結会計年度	352,425	315	0.08
資金調達勘定	前連結会計年度	5,243,352	3,880	0.07
	当連結会計年度	5,268,781	3,421	0.06
うち預金	前連結会計年度	4,764,906	2,088	0.04
	当連結会計年度	4,742,621	1,667	0.03
うち譲渡性預金	前連結会計年度	29,576	6	0.02
	当連結会計年度	23,402	2	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	12,758	41	0.32
	当連結会計年度	95,268	452	0.47
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	329,415	1,219	0.37
	当連結会計年度	316,717	1,140	0.36
うちコマース ル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	93,593	190	0.20
	当連結会計年度	88,326	95	0.10

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社及び海外に営業拠点を有しない海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

3. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない(連結)子会社の取引であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	45	0	0.84
	当連結会計年度	51	0	0.77
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	45	0	0.84
	当連結会計年度	51	0	0.77
資金調達勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャ ル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外に営業拠点を有する海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

3. 「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	5,537,126	208,999	5,328,127	63,579	4,690	58,889	1.10
	当連結会計年度	5,501,891	261,268	5,240,622	62,164	4,752	57,411	1.09
うち貸出金	前連結会計年度	3,573,827	2,752	3,571,075	46,066	74	45,992	1.28
	当連結会計年度	3,612,972	1,052	3,611,919	44,010	18	43,992	1.21
うち商品有価証券	前連結会計年度	747	-	747	3	-	3	0.41
	当連結会計年度	787	-	787	3	-	3	0.40
うち有価証券	前連結会計年度	1,545,431	176,849	1,368,581	16,159	4,591	11,567	0.84
	当連結会計年度	1,441,053	196,220	1,244,833	16,839	4,707	12,132	0.97
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	51,793	556	51,236	91	14	77	0.15
	当連結会計年度	44,838	15,000	29,838	40	4	36	0.12
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	221	-	221	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	82	-	82	0	-	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	350,075	28,842	321,233	334	10	324	0.10
	当連結会計年度	352,477	48,995	303,481	316	22	293	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	5,243,352	32,292	5,211,060	3,880	87	3,793	0.07
	当連結会計年度	5,268,781	65,186	5,203,594	3,421	34	3,386	0.06
うち預金	前連結会計年度	4,764,906	24,853	4,740,053	2,088	9	2,078	0.04
	当連結会計年度	4,742,621	45,483	4,697,137	1,667	21	1,645	0.03
うち譲渡性預金	前連結会計年度	29,576	4,130	25,446	6	0	5	0.02
	当連結会計年度	23,402	3,650	19,752	2	0	2	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	12,758	556	12,202	41	14	26	0.22
	当連結会計年度	95,268	15,000	80,268	452	4	448	0.55
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	329,415	-	329,415	1,219	-	1,219	0.37
	当連結会計年度	316,717	-	316,717	1,140	-	1,140	0.36
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	93,593	2,752	90,841	190	62	128	0.14
	当連結会計年度	88,326	1,052	87,273	95	7	88	0.10

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。

3. 利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内が192億円、海外が49百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で175億円となりました。

役務取引等費用は、国内が43億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で34億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	18,028	48	1,911	16,165
	当連結会計年度	19,278	49	1,744	17,582
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,911	-	21	1,889
	当連結会計年度	2,034	-	17	2,016
うち為替業務	前連結会計年度	3,970	-	0	3,969
	当連結会計年度	3,934	-	0	3,933
うち証券関連業務	前連結会計年度	2,812	-	-	2,812
	当連結会計年度	3,366	-	-	3,366
うち代理業務	前連結会計年度	1,591	-	-	1,591
	当連結会計年度	1,566	-	-	1,566
うち保護預り・貸金 庫業務	前連結会計年度	457	-	-	457
	当連結会計年度	445	-	-	445
うち保証業務	前連結会計年度	1,948	-	892	1,055
	当連結会計年度	1,988	-	836	1,151
役務取引等費用	前連結会計年度	4,497	-	956	3,540
	当連結会計年度	4,376	-	902	3,473
うち為替業務	前連結会計年度	910	-	-	910
	当連結会計年度	936	-	-	936

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(4) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	4,758,931	-	41,369	4,717,562
	当連結会計年度	4,702,969	-	50,859	4,652,109
うち流動性預金	前連結会計年度	2,554,075	-	5,669	2,548,406
	当連結会計年度	2,625,266	-	4,880	2,620,385
うち定期性預金	前連結会計年度	2,142,259	-	35,699	2,106,560
	当連結会計年度	2,014,358	-	45,979	1,968,379
うちその他	前連結会計年度	62,595	-	-	62,595
	当連結会計年度	63,343	-	-	63,343
譲渡性預金	前連結会計年度	25,470	-	4,130	21,340
	当連結会計年度	12,950	-	3,410	9,540
総合計	前連結会計年度	4,784,401	-	45,499	4,738,902
	当連結会計年度	4,715,919	-	54,269	4,661,649

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 預金の区分は、次のとおりであります。

a. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

b. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門 （除く特別国際金融取引勘定分）	3,621,214	100.00	3,675,996	100.00
製造業	325,637	8.99	324,172	8.81
農業, 林業	989	0.02	975	0.02
漁業	12	0.00	8	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	965	0.02	1,124	0.03
建設業	186,675	5.15	188,695	5.13
電気・ガス・熱供給・水道業	12,659	0.34	12,769	0.34
情報通信業	79,956	2.20	81,076	2.20
運輸業, 郵便業	97,192	2.68	99,123	2.69
卸売業, 小売業	419,127	11.57	427,626	11.63
金融業, 保険業	208,091	5.74	208,540	5.67
不動産業	765,805	21.14	813,285	22.12
不動産取引業（注）2	329,916	9.11	351,913	9.57
不動産賃貸業等（注）2	435,887	12.03	461,371	12.55
物品賃貸業	86,941	2.40	92,187	2.50
学術研究, 専門・技術サービス業	49,195	1.35	51,431	1.39
宿泊業	16,107	0.44	19,842	0.53
飲食業	33,238	0.91	34,960	0.95
生活関連サービス業, 娯楽業	57,383	1.58	55,912	1.52
教育, 学習支援業	15,398	0.42	16,572	0.45
医療・福祉	104,762	2.89	109,567	2.98
その他サービス	95,815	2.64	88,750	2.41
地方公共団体	180,531	4.98	166,718	4.53
その他	884,718	24.43	882,646	24.01
海外及び特別国際金融取引勘定分	157	100.00	148	100.00
政府系	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	157	100.00	148	100.00
合計	3,621,372		3,676,146	

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	485,464	-	-	485,464
	当連結会計年度	448,674	-	-	448,674
地方債	前連結会計年度	72,355	-	-	72,355
	当連結会計年度	54,650	-	-	54,650
短期社債	前連結会計年度	9,999	-	-	9,999
	当連結会計年度	9,999	-	-	9,999
社債	前連結会計年度	421,789	-	-	421,789
	当連結会計年度	388,600	-	-	388,600
株式	前連結会計年度	233,589	-	196,125	37,463
	当連結会計年度	234,686	-	196,085	38,600
その他の証券	前連結会計年度	254,115	-	23	254,091
	当連結会計年度	268,127	-	23	268,103
合計	前連結会計年度	1,477,313	-	196,149	1,281,164
	当連結会計年度	1,404,738	-	196,109	1,208,629

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外(連結)子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を、それぞれ採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.05
2. 連結における自己資本の額	2,813
3. リスク・アセットの額	31,077
4. 連結総所要自己資本額	1,243

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

株式会社東京都民銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	99	87
危険債権	380	344
要管理債権	20	14
正常債権	18,130	18,504

株式会社八千代銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	76	76
危険債権	300	281
要管理債権	11	12
正常債権	15,306	15,877

株式会社新銀行東京（単体）の資産の査定額

債権の区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6	6
危険債権	39	40
要管理債権	2	1
正常債権	2,277	2,077

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結子会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社新銀行東京1社であります。

信託財産の運用 / 受入状況（信託財産残高表）

資産				
科目	前連結会計年度 （平成29年3月31日）		当連結会計年度 （平成30年3月31日）	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
金銭債権	16,473	99.75	14,881	97.13
有形固定資産	-	-	320	2.09
銀行勘定貸	-	-	53	0.35
現金預け金	40	0.24	64	0.42
合計	16,513	100.00	15,320	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 （平成29年3月31日）		当連結会計年度 （平成30年3月31日）	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
金銭債権の信託	16,513	100.00	14,981	97.79
包括信託	-	-	338	2.21
合計	16,513	100.00	15,320	100.00

（注）元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

(経営成績に重要な影響を与える要因)

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業エリアとし、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念のもと、中小企業金融等の推進に努め、地域社会の発展に貢献する活動を心掛けております。

当社グループの営業エリアである東京圏においては他金融機関の積極的な業務展開もあり、競争は今後もさらに激化していくことが予想され、マイナス金利政策の継続による昨今の極めて低位での市場金利の状況が利鞘の縮小に繋がり、業績に影響を与えるものと考えております。

また、取引先の業況悪化等により不良債権や与信関係費用が増加する恐れがあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社グループでは、平成30年5月1日を効力発生日とする、傘下3行の合併に向け準備を進めてまいりました。平成30年度は合併関係費用の負担等により利益が低下するものの、3行合併により持株会社方式での経営統合を一步進め、競争力強化、経営効率化のさらなる進展を図り、本部効率化・店舗再構築・システム統合等の効果を徐々に実現させてまいります。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループは、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の流動性を維持することが重要だと認識しております。銀行法や保険業法などの各種法令及び金融庁、その他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、それに準拠した社内規程を策定、運用しながら、十分な現預金等を準備し、支払能力を確保することに努めております。

また、お客さまからの預金を主な源泉とし、営業エリア内の中小企業向けの融資を中心とした貸出と主に市場性のある有価証券投資を行う中で、円滑な決済等に必要水準の流動性を確保しております。

・経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等につきましては、マイナス金利政策の影響等により貸出金利息が前連結会計年度比20億円減少した一方、有価証券利息配当金が同5億円、金融商品の販売等による役務取引等収益が同14億円増加し、経常収益は前連結会計年度比4億円減少の826億円となりました。経常費用は、子会社の合併関係費用や本店移転費用等により、前連結会計年度比31億円増加の778億円となりました。この結果、経常利益は前連結会計年度比35億減少の47億円となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、平成28年4月の新銀行東京との経営統合に伴う「負ののれん発生益」194億円を前連結会計年度に計上していたこともあり、218億円減少の36億円となりました。

当社グループの東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京は、平成30年5月1日に合併し、きらぼし銀行となりました。これまで培ってきた3行の「強み」「特長」を活かし、経営統合から一步進んだ合併により統合効果を最大限発揮し、競争力強化、経営効率化を一層進展させることで、東京都及び神奈川県北東部を中心とした首都圏で存在感を一層発揮できる磐石な経営基盤を確立させてまいります。

	平成29年度(計画)	平成29年度(実績)	計画比
経常利益(連結)	50	47	3
親会社株主に帰属する 当期純利益(連結)	32	36	+4

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

4【経営上の重要な契約等】

当社子会社の合併ならびに当社商号変更について

当社の子会社である東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の各社は、平成30年2月9日付にて合併契約を締結いたしました。

1. 合併の目的

本件合併は、これまで培ってきた東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の「強み」「特長」を活かし、経営統合から一歩進んだ合併により統合効果を最大限発揮し、競争力強化、経営効率化を一層進展させることで、東京都および神奈川県北東部を中心とした首都圏で存在感を一層発揮できる磐石な経営基盤を確立させることを目的としております。地域金融の担い手として一層真価を発揮していくことを通じて、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の地方銀行グループを目指してまいります。

2. 合併の概要

(1) 合併の日程

合併契約締結日(3行)	平成30年2月9日(金)
合併契約承認の株主総会決議(3行)	平成30年3月2日(金)
効力発生日	平成30年5月1日(火)

なお、3行の株主総会決議については、会社法第319条第1項の規定に基づき、合併契約締結の承認その他合併に必要な事項に関し、総株主である当社の書面による同意を取得することで対応しております。

(2) 合併の方法

八千代銀行を存続会社とする吸収合併方式とし、東京都民銀行及び新銀行東京は解散いたしました。

なお、八千代銀行は平成30年5月1日付で商号を「株式会社きらぼし銀行」に変更しております。

(3) 合併に係る割当ての内容

東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京は、いずれも当社の完全子会社であるため、八千代銀行(平成30年5月1日付で商号を「株式会社きらぼし銀行」に変更)は、本件合併に際し、東京都民銀行及び新銀行東京の株主である当社に対し、本件合併の対価として株式その他の金銭等の交付を行っておりません。

(4) 資本金及び準備金の額

本件合併による八千代銀行(平成30年5月1日付で商号を「株式会社きらぼし銀行」に変更)の資本金及び準備金の額の増加はありません。

併せて当社は、3行合併による商号変更に伴い、グループ内における商号の統一性を確保することを目的として、株主総会における定款変更(商号の変更)の決議により、平成30年5月1日付にて、当社商号を株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに変更しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、お客さまの利便性向上及び事務の効率化等を目的として、銀行業を中心に総額13,023百万円の設備投資を行いました。

株式会社東京都民銀行の設備投資につきましては、店舗の改修及び事務機器やソフトウェアならびに新本店建築関連などの投資を行い、その主なものは新本店建築関連による6,250百万円であります。

株式会社八千代銀行の設備投資につきましては、店舗の改修及び事務機器やソフトウェア等の投資を行い、その主なものは滝野川支店及び事務センターの移転による1,380百万円であります。

株式会社新銀行東京の設備投資につきましては、合併対応のためのシステム機器やソフトウェア等の投資を行い、その主なものは合併対応のためのソフトウェア93百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当社	(株)東京TY フィナンシャル グループ	本社	東京都 新宿区	本社	-	-	-	-	-	-	15
連結 子会社	(株)東京都民銀行	本店 他72か店	東京都	店舗等	14,889.24 (2,064.12)	21,784	9,104	1,271	1,414	33,569	1,400
		横浜支店	神奈川県 横浜市	店舗	-	-	1	2	7	11	13
		梶ヶ谷支店	川崎市 多摩区	店舗	-	-	31	7	11	50	8
		戸田支店 他1か店	埼玉県	店舗	-	-	30	8	28	67	18
		船橋支店	千葉県 船橋市	店舗	-	-	14	1	11	27	13
		研修センター	東京都	研修施設	7,344.57	571	969	16	-	1,557	-
		システム研究所	茨城県	電算 センター	5,387.55	624	975	1	-	1,601	-
		神田ビル 他2か所	東京都 千代田区 他2か所	その他の 施設	-	-	16	0	-	16	-
	(株)八千代銀行	本店 他49店	東京都	店舗	15,015.52 (1,042.66)	12,569	5,392	423	117	18,503	936
		淵野辺支店 他33店	神奈川県	店舗	15,076.05 (21.79)	6,120	1,273	269	97	7,762	460
		鳩ヶ谷支店	埼玉県 川口市	店舗	581.25	73	100	7	3	185	11
		事務センター	東京都	事務 センター	-	-	-	46	-	46	9
		電算センター	神奈川県 他	電算 センター	-	-	-	446	7	453	-
		厚生施設他	東京都 他	厚生施設他	3,700.16	1,005	1,670	201	13	2,891	-
	(株)新銀行東京	本店	東京都 新宿区	店舗	-	-	23	24	-	47	159
	とみん信用保証(株)	東京都 千代田区	銀行業	本社	-	-	1	5	-	7	11
	きらぼしテック(株)	東京都 港区	その他	本社	-	-	-	3	-	3	4
	とみんコンピュー ターシステム(株)	東京都 千代田区	その他	本社	-	-	-	2	62	65	75
	とみんカード(株)	東京都 台東区	その他	本社	-	-	0	0	6	6	3
	都民銀商務諮詢 (上海)有限公司	本社	中国 上海市	本社	-	-	-	0	-	0	-
八千代サービス(株)	本社	東京都 新宿区	事務所	-	-	0	14	-	14	23	
八千代ビジネス サービス(株)	本社	東京都 北区	事務所	-	-	-	0	-	0	29	
(株)八千代クレジット サービス	本社	東京都 豊島区	事務所	-	-	-	2	-	2	7	
八千代信用保証(株)	本社	相模原市 中央区	事務所	-	-	2	43	-	46	11	

(注)1. 当社グループは、報告セグメント銀行業のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。また、その年間賃借料は建物も含め3,594百万円であります。
3. 動産は、事務機械1,501百万円、その他947百万円であります。
4. (株)東京都民銀行の出張所5ヶ所及び店舗外現金自動設備10ヶ所(京王駅ATM及びセブン銀行との提携による共同ATMは除く)は上記に含めて記載しております。
5. (株)八千代銀行の出張所5ヶ所及び店舗外現金自動設備21ヶ所は上記に含めて記載しております。
6. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
連結子会社	(株)八千代銀行	事務センター・本店営業部他	東京都新宿区	電算機及びその周辺機器等		155

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

重要な設備の新設、改修計画はありません。

(2) 除却及び売却等

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	除却及び売却等の予定時期	土地		建物	動産	リース資産	合計
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
(株)東京都民銀行	久米川駅前支店	東京都東村山市	移転	店舗	平成30年9月	-	-	21	10	9	41
	池袋支店	東京都豊島区	移転	店舗	平成30年9月	-	-	2	1	20	24
	東新宿支店	東京都新宿区	移転	店舗	平成30年10月	-	-	12	2	14	29
	西大久保支店	東京都新宿区	移転	店舗	平成30年10月	-	-	18	7	23	49
(株)八千代銀行	サミット旭町(出)	東京都町田市	廃止	店舗外現金自動設備	平成30年4月	-	-	3	0	-	4
	東府中支店	東京都府中市	移転	店舗	平成30年8月	-	-	9	1	7	17
	富士見が丘支店	東京都杉並区	移転	店舗	平成30年8月	-	-	14	5	1	20
	稲田堤支店	川崎市多摩区	移転	店舗	平成30年9月	-	-	22	6	1	29
	豊島園支店	東京都練馬区	移転	店舗	平成30年10月	-	-	21	1	1	23
	八王子支店	東京都八王子市	移転	店舗	平成30年10月	-	-	27	1	3	32
	渋谷支店	東京都渋谷区	移転	店舗	平成30年10月	-	-	-	0	3	3
	青山通支店	東京都渋谷区	移転	店舗	平成30年10月	-	-	24	1	-	26
(株)新銀行東京	本店	東京都新宿区	移転	店舗	平成30年5月	-	-	23	24	-	47

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第1回第一種優先株式	5,000,000
第2回第一種優先株式	5,000,000
第二種優先株式	2,000,000
計	112,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,650,115	30,650,115	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
第1回第一種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	750,000	750,000	-	単元株式数 100株 (注)1、2、3
第二種優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等 に該当します)	2,000,000	2,000,000	-	単元株式数 100株 (注)1、2、4
計	33,400,115	33,400,115		

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 第1回第一種優先株式及び第二種優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

・第1回第一種優先株式

平成35年6月1日から平成43年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。また、下記(注)5.5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(注)5.5.(8)に準じて調整される。)とします。

・第二種優先株式

平成33年4月1日から平成43年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。また、下記（注）6.5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記（注）6.5.(8)に準じて調整される。）とします。

修正の頻度

・第1回第一種優先株式

平成35年6月1日から平成43年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日

・第二種優先株式

平成33年4月1日から平成43年3月31日までの毎年4月1日及び10月1日

(3) 取得価額の下限

・第1回第一種優先株式

1,637円（ただし、（注）5.5.(8)による調整を受ける。）

・第二種優先株式

1,370円（ただし、（注）6.5.(8)による調整を受ける。）

(4) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

・第1回第一種優先株式

9,163,103株（平成30年6月28日現在における第1回第一種優先株式の発行済株式総数750,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の29.89%）

・第二種優先株式

29,197,080株（平成30年6月28日現在における第二種優先株式の発行済株式総数2,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の95.25%）

(5) 第1回第一種優先株式について、当社は、平成38年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(6) 第二種優先株式について、当社は、平成36年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(注) 2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

該当事項はありません。

・第二種優先株式

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

・第1回第一種優先株式

当社と三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）が平成28年6月3日付で締結した業務・資本提携契約により、三井住友信託銀行による第1回第一種優先株式の譲渡が次のとおり制限されております。すなわち、三井住友信託銀行が第1回第一種優先株式を第三者へ譲渡しようとするときは、当社に対して譲渡の承諾を求めなければならず、これに対して、当社が承諾を行った場合、又は、当社が承諾を拒絶し、かつ、当社もしくは当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の取得が行われなかった場合に限り、三井住友信託銀行は当該第三者に対して当該第1回第一種優先株式を譲渡することができます。また、三井住友信託銀行は当社に対して第1回第一種優先株式の買取りを申し入れることができ、当社がかかる申し入れを拒み、かつ、当社が指定する者による当該第1回第一種優先株式の買取りが行われなかった場合には、それ以降、三井住友信託銀行は当該第1回第一種優先株式を自由に譲渡することができます。

・第二種優先株式

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する旨の定めがあります。

(注) 3. 第1回第一種優先株式の内容は、以下のとおりです。

1. 第1回第一種優先配当金

(1) 第1回第一種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下、「第1回第一種優先株主」という。）または第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当率を乗じて算出した金銭（ただし、払込期日の属する事業年度に係る配当については、当該金銭に、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して算出される数を乗じて算出される額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。））による剰余金の配当（以下、「第1回第一種優先配当金」という。）を支払う。

配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.1%（ゼロを下回る場合には、ゼロとする。）

ただし、上記の配当率が5%を超える場合には、配当率は5%とする。なお、配当率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、当該事業年度において下記2.に定める第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、第1回第一種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、払込期日が属する事業年度については平成28年4月1日、それ以降に開始する事業年度については毎年の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第1回第一種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1回第一種優先配当率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第1回第一種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、各事業年度における第1回第一種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第1回第一種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する第1回第一種優先中間配当金の支払いと第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき20,000円（ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第1回第一種優先株主または第1回第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の株主または登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第1回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1回第一種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、()第1回第一種優先配当金の額全部(第1回第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第1回第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間(以下、「取得請求期間」という。)中、当会社に対して、自己の有する第1回第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第1回第一種優先株主がかかる取得の請求をした第1回第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第1回第一種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数(以下に定義する。)を超える場合には、引き換えに交付される普通株式数が行使可能株式数を超えない範囲内で最大数の第1回第一種優先株式について取得請求の効力が生じるものとし、その余の第1回第一種優先株式については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日(以下、「取得請求日」という。)における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数(当会社の自己株式数を除く。)、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、平成35年6月1日から平成43年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株主が取得の請求をした第1回第一種優先株式数に20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、発行決議日である平成28年6月3日(以下、「当初取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)」という。)である2,728円とする。

普通株式1株当たり時価(当初取得価額決定日)とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日(以下、「取得価額修正日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。ただし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

上限取得価額は、当初取得価額とする。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である平成28年6月3日（以下、「下限取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の60%（円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。）である1,637円とする。

普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。

(8) 取得価額の調整

イ．第1回第一種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額及び上限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本()、下記()及び()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とし、上限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の上限取得価額を当該調整後の上限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

ハ．() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

() 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

() 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当会社の発行済株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ．またはロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額（株式無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ．()及び()の場合には0円、上記イ．()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合には修正価額）とする。

ニ．上記イ．()ないし()及び上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式

等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成38年6月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第1回第一種優先株式の取得と引換えに、第1回第一種優先株式1株につき、20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第1回第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当社は、かかる第1回第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第一種優先株主に対し、その有する第1回第一種優先株式数に20,000円(ただし、第1回第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下、「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、上記5.(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は上記5.(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が上記5.(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、上記5.(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割または併合及び株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. その他

(1) 単元株式数

第1回第一種優先株式の単元株式数は100株です。

(2) 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(3) 種類株主総会の決議

当社は、第1回第一種優先株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

(注) 4. 第二種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 第二種優先配当金

(1) 第二種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下、「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下、「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下、に定める配当年率を乗じて算出した金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。

配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.0%

ただし、上記の配当年率が5%を超える場合には、配当年率は5%とする。また、当該事業年度において第2項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、第二種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第二種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

2. 第二種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき、各事業年度における第二種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先中間配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

二種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数（以下に定義する。）を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下、「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数（当社の自己株式数を除く。）及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数（当社の自己株式数を除く。）、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、平成33年4月1日から平成43年3月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下、「当初取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのな

い日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日(以下、「取得価額修正日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。ただし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額(円位未満切捨て。)とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、平成28年4月1日(以下、「下限取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下、「普通株式1株当たり時価(下限取得価額決定日)」という。)の50%(円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。)である1,370円とする。

普通株式1株当たり時価(下限取得価額決定日)とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(VWAPのない日を除く。)に相当する金額とする。なお、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(8) 取得価額の調整

イ. 第二種優先株式の発行後、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。以下同じ。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(株式無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本()、下記()及び()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)
- 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ．() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()ないし())に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ．及びロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を

含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(株式無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。

ニ.上記イ.()ないし()及び上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式での調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成36年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、20,000円(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第二種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得すると引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下、「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、第5項(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第5項(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第5項(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割または併合及び株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 譲渡制限

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当社の取締役会の承認を要する。

10. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

12. 議決権の有無及び差異並びに理由

当社は、株主としての権利内容に制限のない株式である普通株式の他に、株主総会における議決権を有さない第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第二種優先株式を定款に定めています。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する代わりに、優先株式には議決権を付さないこととしたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権

平成27年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	59個 (注)1	35個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,900株 (注)2	3,500株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年8月3日 至平成57年8月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,881円 資本組入額 1,941円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

(注)2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった平成56年8月3日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

(注)4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権

平成28年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	136個 (注)1	93個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,600株 (注)2	9,300株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年8月1日 至平成58年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695円 資本組入額 1,348円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

(注)2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式合併の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社並びに株式会社きらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった平成57年8月1日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

(注)4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

第3回新株予約権

平成29年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	151個 (注)1	118個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,100株 (注)2	11,800株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年8月1日 至平成59年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,795円 資本組入額 1,398円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

(注)2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)3. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2)前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日から1年に満たなくなった平成58年8月1日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

(注)4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1)合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社(当社が消滅する場合に限る。)

(2)吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移転

株式移転により設立する株式会社

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)	第4期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第二種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)	第4期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日 (注) 1	普通株式 29,227	普通株式 29,227	20,000	20,000	5,000	5,000
平成28年4月1日 (注) 2	普通株式 1,422 第二種優先株式 2,000	普通株式 30,650 第二種優先株式 2,000	-	20,000	43,719	48,719
平成28年6月24日 (注) 3	第1回第一種優先株式 750	普通株式 30,650 第1回第一種優先株式 750 第二種優先株式 2,000	7,500	27,500	7,500	56,219

(注) 1. 株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の両行が、株式移転により共同で当社を設立したことに伴う新株の発行であります。

2. 株式会社新銀行東京との間の株式交換に伴い、普通株式の発行済株式総数1,422千株、第二種優先株式の発行済株式総数2,000千株及び資本準備金43,719百万円増加しております。

3. 有償 第三者割当 (第1回第一種優先株式)

発行株式数 750,000株

発行価格 1株につき20,000円

資本組入額 1株につき10,000円

割当先 三井住友信託銀行株式会社

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	59	32	2,175	157	1	8,467	10,892	-
所有株式数(単元)	11,978	118,549	3,798	60,353	51,972	1	51,930	298,581	792,015
所有株式数の割合(%)	4.01	39.70	1.27	20.21	17.40	0.00	17.39	100.00	-

(注) 1. 自己株式180,661株は「個人その他」に1,806単元、「単元未満株式の状況」に61株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1単元、「単元未満株式の状況」に37株が含まれております。

第1回第一種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	7,500	-	-	-	-	-	7,500	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第二種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	20,000	-	-	-	-	-	-	20,000	-
所有株式数の割合(%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	3,197	9.62
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,040	9.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,327	7.00
東京TYフィナンシャルグループ従業員持株会	東京都港区南青山三丁目10番43号	878	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	816	2.45
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	715	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	509	1.53
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUXUCITS NON TREATY 1 (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING - POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L - 2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	467	1.40
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM (受任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	465	1.39
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	393	1.18
計		12,812	38.56

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	23,277	7.84
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	22,906	7.71
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	11,978	4.03
東京TYフィナンシャルグループ従業員持株会	東京都港区南青山三丁目10番43号	8,789	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,163	2.75
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,156	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,091	1.71
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1 (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING-POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	4,676	1.57
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	4,650	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,937	1.32
計		100,623	33.90

(注)「総株主の議決権に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 750,000 第二種優先株式 2,000,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 180,600	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,677,500 (注1)	296,775 (注2)	
単元未満株式	普通株式 792,015	-	
発行済株式総数	33,400,115	-	
総株主の議決権		296,775	

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数(個)」には、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社東京TY フィナンシャルグループ	新宿区新宿 五丁目9番2号	180,600	-	180,600	0.54
計		180,600	-	180,600	0.54

(注)平成30年5月1日付で、当社は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに商号変更しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の拡大と企業価値の向上に貢献する意識を高めていくため、平成30年6月28日開催の定時株主総会で取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、本制度を導入に伴い、子銀行の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び委任契約を締結している執行役員（以下、「子銀行役員」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を導入いたしました。

なお、第1回定時株主総会において、金銭報酬枠とは別枠として当社取締役に株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権につき年額60百万円を上限とする旨及び当該新株予約権について決議されていますが、この新株予約権にかかる取締役の報酬枠を廃止することといたしました。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

本制度の対象者となる取締役	社外取締役を除く当社取締役
当初信託期間	約3年間
の当初信託期間において の取締役に 交付するために必要な当社株式の取得資金 として当社が拠出する金銭の上限	合計金258百万円
当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり73,000ポイント
ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与
の取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき当社株式を取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金258百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、前記のとおり、子銀行役員についても本制度を導入した場合には、子銀行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も、併せて信託します。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、3年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金86百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内にポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	12,835	38,094,554
当期間における取得自己株式	2,333	6,524,708

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)1	12,772	44,634,790	10,000	34,589,480
保有自己株式数	180,661	-	172,994	-

(注)1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数11,900株、処分価額の総額41,598,979円)及び単元未満株式の買増請求による買増(株式数872株、処分価額の総額3,035,811円)であります。

2. 当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数10,000株、処分価額の総額34,589,480円)及び単元未満株式の買増請求による買増(株式数0株、処分価額の総額0円)であります。

3. 当期間における「その他(注)1」には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求による売却株式数は含めておりません。

4. 当期間における「保有自己株式数」には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。また、配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度の普通株式の配当金につきましては、上記の考え方に基づき、1株当たり60円（中間配当30円、期末配当30円）とさせていただきます。また、第1回第一種優先株式につきましては、定款の定めに従い1株当たり年間246.00円（中間配当金123.00円、期末配当金123.00円）、第二種優先株式につきましては、同じく定款の定めに従い1株当たり年間25.636円（中間配当金12.818円、期末配当金12.818円）の配当とさせていただきます。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金の総額	1株当たり配当額
平成29年11月10日取締役会決議	普通株式	914百万円	30円
	第1回第一種優先株式	92百万円	123.00円
	第二種優先株式	25百万円	12.818円
平成30年5月15日取締役会決議	普通株式	914百万円	30円
	第1回第一種優先株式	92百万円	123.00円
	第二種優先株式	25百万円	12.818円

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高（円）	3,620	4,370	4,455	3,565
最低（円）	3,010	2,333	1,948	2,393

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2．当社は平成26年10月1日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。従って、それ以前の株価については該当ありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高（円）	3,180	3,150	3,405	3,565	3,195	2,692
最低（円）	2,822	2,755	2,888	3,000	2,583	2,393

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員 の 状況】

男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長		坂本 隆	昭和32年6月15日生	昭和55年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成13年6月 同行 茅場町支店長 平成16年7月 同行 日本橋支店長 平成18年7月 同行 融資審査企画部長 平成19年7月 同行 参与融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役執行役員融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役執行役員融資審査本部長 平成23年4月 同行 取締役執行役員融資審査本部長 兼 融資管理部長 平成23年6月 同行 常務取締役融資審査本部長 平成23年7月 同行 常務取締役融資本部長 平成24年6月 同行 専務取締役融資本部長 平成24年7月 同行 専務取締役営業本部長 平成26年6月 同行 取締役副頭取営業本部長 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 平成27年7月 株式会社東京都民銀行 取締役副頭取 平成28年4月 同行 取締役頭取 平成29年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 代表取締役副社長 平成30年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役会長(現職)	平成30年6月から1年	普通株式 5,087
取締役社長 (代表取締役)		味岡 桂三	昭和32年4月25日生	昭和56年4月 日本銀行入行 平成16年6月 同行 大分支店長 平成19年8月 同行 金融機構局参事役 平成21年6月 同行 金沢支店長 平成23年5月 株式会社東京都民銀行入行 執行役員 平成23年6月 同行 執行役員日本橋支店長 平成24年6月 同行 常務取締役日本橋支店長 平成24年7月 同行 常務取締役事務・システム本部長 平成26年6月 同行 専務取締役事務・システム本部長 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 平成27年7月 株式会社東京都民銀行 専務取締役 平成28年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ)代表取締役社長(現職) 平成28年4月 株式会社東京都民銀行 取締役副頭取 平成28年4月 株式会社新銀行東京 取締役(非常勤・非業務執行) 平成30年5月 株式会社きらぼし銀行 取締役(現職)	平成30年6月から1年	普通株式 2,977

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役副社長 (代表取締役)		渡邊 壽信	昭和37年8月16日生	昭和60年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成18年7月 同行 融資管理部副部長 平成19年7月 同行 融資管理部 融資管理室長 平成21年7月 同行 融資管理部副部長 平成23年6月 同行 融資管理部長 平成24年7月 同行 参与融資管理部長 平成25年10月 同行 参与融資統括部長 平成26年6月 同行 執行役員融資統括部長 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー 平成27年6月 株式会社東京都民銀行 執行役員日本橋支店長 平成28年7月 同行 執行役員営業統括部長 平成28年7月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部長 平成29年6月 株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員 平成29年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 平成30年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長(現職) 平成30年5月 株式会社きらぼし銀行 取締役頭取(現職)	平成30年 6月から 1年	普通株式 1,407
取締役副社長 (代表取締役)		北川 嘉一	昭和36年9月3日生	昭和59年4月 八千代信用金庫入庫 平成18年10月 株式会社八千代銀行 自由が丘支店長 平成22年4月 同行 府中支店長 平成25年4月 同行 神田支店長 平成26年4月 同行 執行役員神田支店長 平成28年4月 同行 執行役員営業統括部長 平成28年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部長 平成29年4月 株式会社八千代銀行 執行役員営業推進本部長 兼 営業統括部長 平成29年6月 株式会社八千代銀行 取締役常務執行役員 営業推進本部長 平成29年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 兼 営業戦略部部長 平成30年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長(現職) 平成30年5月 株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取(現職)	平成30年 6月から 1年	普通株式 800
取締役		常久 秀紀	昭和38年2月12日生	昭和62年4月 株式会社三菱銀行入行 平成6年11月 同行 シカゴ支店 アシスタントバイス プレジデント 平成13年2月 プライスウォーターハウスコーパース コンサルタント株式会社 マネージャー 平成16年4月 株式会社新銀行東京入行 平成19年4月 同行 企画グループ 担当部長 平成20年8月 同行 執行役員 平成21年6月 同行 執行役員 平成26年6月 同行 取締役執行役員 平成27年6月 同行 代表取締役社長執行役員 平成28年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグルー プ)取締役(現職) 平成30年5月 株式会社きらぼし銀行 専務取締役(現職)	平成30年 6月から 1年	普通株式 900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		奈良田 徹	昭和35年7月10日生	昭和58年4月 八千代信用金庫入庫 平成20年4月 株式会社八千代銀行 資産査定部長 平成25年4月 同行 審査部長 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー 平成27年4月 株式会社八千代銀行 融資統括部長 平成28年4月 同行 執行役員融資統括部長 平成29年6月 同行 取締役常務執行役員 兼 融資統括部長 平成29年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグルー プ) 取締役(現職) 平成30年5月 株式会社きらぼし銀行 専務取締役(現職)	平成30年 6月から 1年	普通株式 1,600
取締役		三浦 隆治	昭和43年5月5日生	平成7年11月 中央監査法人入所(後に、合併により中央青山 監査法人に名称変更) 平成13年3月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補佐 として出向 平成15年10月 中央青山監査法人復職 平成16年10月 三浦公認会計士事務所開業 平成16年10月 リーガル・アソシエイツ株式会社パートナー 平成18年7月 L.A.コンサルティング株式会社 取締役 平成23年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役 平成24年6月 青梅信用金庫 員外監事(現職) 平成26年6月 株式会社八千代銀行 社外取締役 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグルー プ) 社外取締役(現職) 平成28年4月 株式会社MeUアドバイザーズ 代表取締役 (現職)	平成30年 6月から 1年	-
取締役		高橋 ゆき	昭和44年4月25日生	平成15年12月 株式会社ベアーズ入社 専務取締役 平成21年7月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会理事 平成25年8月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長(現職) 平成28年10月 株式会社ベアーズ 取締役副社長(現職) 平成29年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグルー プ) 社外取締役(現職) 平成30年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会副会長 (現職)	平成30年 6月から 1年	-
常勤監査役		真壁 幹夫	昭和31年2月22日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成15年4月 株式会社八千代銀行 総務部次長 平成15年10月 同行 昭島支店長 平成18年4月 同行 経営監査部長 平成24年4月 同行 執行役員経営監査部長 平成26年4月 同行 執行役員 平成26年6月 同行 常勤監査役 平成28年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグルー プ) 常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役		野邊田 覚	昭和35年8月24日生	昭和59年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長 平成15年7月 同行 経営企画部次長 平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長 平成21年4月 同行 営業第一部付参事役 興和不動産株式会社出向経営企画部長 平成22年4月 同行 資産監査部長 平成24年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部长 (みずほコーポレート銀行より出向) 平成24年6月 同行 外為営業部長 兼 人事部付出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 平成25年4月 同行入行 外為営業部長 兼 人事部付出向 (都民銀商務諮詢(上海)有限公司出向) 平成25年6月 同行 事務統括部長 平成25年7月 同行 参与事務統括部長 平成26年6月 同行 取締役執行役員事務統括部長 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ グループ戦略部ゼネラルマネージャー 平成28年1月 同社 合併準備室事務システム統合プロジェクト チームゼネラルマネージャー 平成28年4月 株式会社東京都民銀行 常務取締役 平成28年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 平成29年6月 株式会社東京都民銀行 専務取締役 平成30年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 1,611
監査役		稲葉 喜子	昭和41年9月28日生	平成5年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査 法人)入所 平成11年7月 金融監督庁検査部(現金融庁検査局)に転籍 平成13年7月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人) に復職 平成17年10月 稲葉公認会計士事務所開業 平成19年7月 株式会社PAS(現株式会社はやぶさコンサル ティング)設立 同社 代表取締役(現職) 平成21年9月 株式会社東京国際会計設立 同社 代表取締役(現職) 平成22年11月 はやぶさ監査法人設立 同所 代表社員(現職) 平成26年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役 平成26年6月 株式会社東和銀行 社外取締役(現職) 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグルー プ)社外監査役(現職) 平成26年12月 税理士法人はやぶさ会計社員(現職)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役		東道 佳代	昭和45年5月4日生	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所入所 平成14年1月 同事務所パートナー(現職) 平成20年10月 東京地方裁判所民事調停官(非常勤裁判官) 平成26年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ(現 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグルー プ) 社外監査役(現職) 平成27年6月 日本郵便輸送株式会社 社外監査役(現職) 平成29年6月 GMOクリックホールディングス株式会社(現 GMOフィナンシャルホールディングス株式会 社) 社外取締役(現職)	(注)4	-
計						普通株式 15,182

- (注) 1. 取締役 三浦隆治及び取締役 高橋ゆきは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 稲葉喜子及び監査役 東道佳代は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外監査役 東道佳代の職務上(弁護士)の氏名は、黒澤佳代であります。
4. 監査役の任期は、平成34年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
遠藤 賢治	昭和40年5月5日生	平成10年3月 最高裁判所司法研修所修了 平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成11年3月 石原総合法律事務所入所 平成20年1月 遠藤法律事務所開業(現職)	(注)6	-

6. 遠藤賢治氏は社外監査役の補欠監査役であり、その任期は、退任した社外監査役の任期の満了する時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、東京圏の地域金融機関である株式会社きらぼし銀行及びグループ会社を傘下に擁する持株会社です。当社は、以下の経営理念や経営方針を制定し、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、ステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。また、経営理念や当社グループの目指す姿の具現化に向けて、以下の通り、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。

なお、当社の子会社である株式会社きらぼし銀行は、平成30年5月1日に、株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京の3行合併により発足しました。同時に当社におきましても、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに商号変更いたしました。当社グループは、株式会社きらぼし銀行を中心に、地域のお客さまとの対話を軸とした“金融にも強い総合サービス業”を目指すことにより、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

経営理念

首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。

経営方針

- ・きらりと光る銀行： 独自性のある金融サービスの提供により、地元地銀として永続的に存在する
- ・チャレンジする銀行： お客さまや地域経済の発展に貢献するために、東京圏の特色を活かして挑戦し続ける
- ・思いをつなぐ銀行： お客さま、地域、職員の「思い」を大切に、常に信頼され必要とされる存在になる

・現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役・監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行います。また、独立性の高い社外取締役（2名）及び社外監査役（2名）の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保されていると判断しております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

イ．業務執行、監督の機能

A．取締役・取締役会

- ・取締役会は取締役8名（社外取締役2名を含む）で構成し、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催できる体制とすることで、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。

B．経営会議

- ・取締役会の下に、取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催することとしており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受ける体制としております。

C．委員会

- ・経営会議の下部組織として、重要な経営課題の分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「経営戦略委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を構築しております。各委員会規則に基づき、定期的開催するほか必要に応じて臨時に開催することとしております。

ロ．監査・監督の機能

A．監査役・監査役会

- ・監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役（社外監査役）2名で構成されております。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保し、監査態勢の強化に努めております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人等と緊密な連携を保ち、代表

取締役等との間においても定期的な会合を通じ監査上の重要課題等について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。

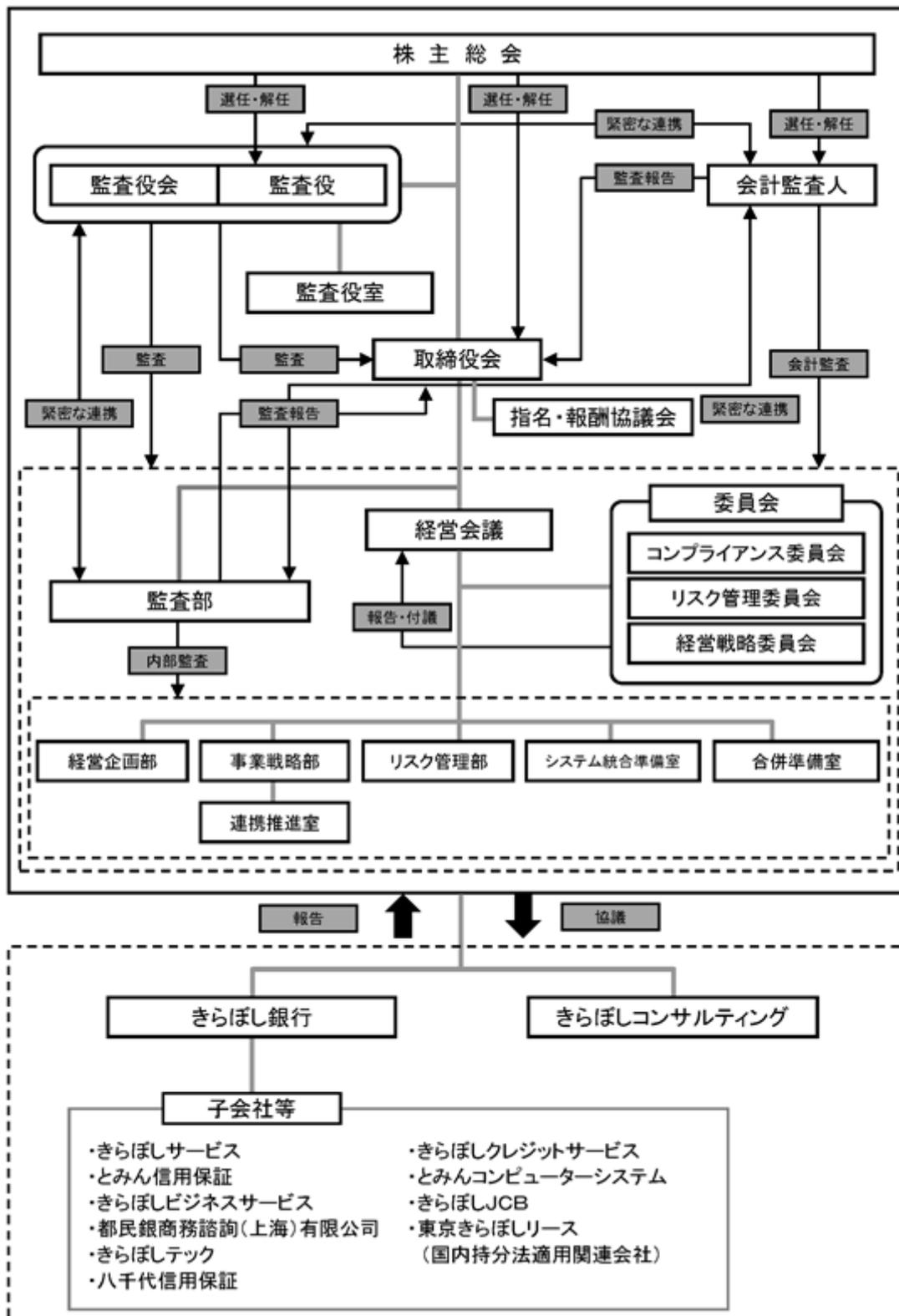
B．内部監査

- ・当社グループ内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「中期内部監査計画」・「年度内部監査計画」に基づき、内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を定期的に行っております。

C．会計監査

- ・新日本有限責任監査法人が会計監査業務を執行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図（平成30年5月1日現在）



内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めております。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
- (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
- (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
- (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統一的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
- (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
- (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。
- (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

- (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性及び適切性並びに株主共同の利益を確保する。
- (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
- (7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払、または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、リスク管理を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体として各種リスクの的確な管理に努めております。また、リスク管理規程等の制定・改廃に関する協議やグループのリスク管理体制の整備・確立に向けた方針策定の検討等を行うリスク管理委員会を設置している他、グループのリスク管理の統括部署としてリスク管理部を設置し体制整備を図っております。

・コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、地域金融グループとして社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくと共に、株主に信認され、お客さまや社会から信頼されるコンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めております。また、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに係る事項の施策を企画するとともにコンプライアンス機能の強化を図っている他、コンプライアンス統括責任者としてリスク管理部担当役員を、コンプライアンスにかかる事項の統括部署としてリスク管理部をそれぞれ設置し体制整備を図っております。

・反社会的勢力排除に向けた体制

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、以下の基本方針を遵守し、責任ある健全な業務運営を確保します。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、組織として対応し、毅然とした姿勢を貫いてまいります。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携強化に努めます。
- (3) 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (4) 反社会的勢力により不当な要求等を受けた場合は、民事及び刑事の法的対応を行うなど、断固として拒絶します。
- (5) 反社会的勢力に対しては、資金提供や利益供与は断固として拒絶します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等との関係を遮断するために、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力への対応に係る基本規則」を制定し体制を整備しております。また、リスク管理部において反社会的勢力に関する情報を一元管理し、当社及びグループ会社は、反社会的勢力に関する情報の収集・共有化に努めております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

・内部監査

当社の内部監査は、当社グループ内の他の部門から独立した監査部（8名）が、取締役会の承認を受けた「中期内部監査計画」・「年度内部監査計画」に基づき、監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を半期ごとに行っております。

・監査役監査

監査役は、監査役会で定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧・調査等により、取締役の職務執行、内部統制等について監査しております。なお、監査役監査をサポートするため、監査役補助者（2名）を配属しております。

また、監査役は、内部監査部門等及び会計監査人と緊密な連携を保っているほか、代表取締役との間においても定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。なお、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

・会計監査

・業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 南波 秀哉	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 窪寺 信	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 日下部 恵美	新日本有限責任監査法人

なお、監査継続年数については各名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	8名
その他	8名

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、定期的な会議の出席の他、適宜意見及び情報交換を行うことで、緊密な連携を保つ体制としております。また、内部統制部門から監査役監査は定期的な会議において説明・報告や補足資料の提供を受け、会計監査は必要に応じ説明や補足資料の提供を受ける体制としております。

社外取締役及び社外監査役

・社外取締役及び社外監査役の機能・役割・選任状況

・社外取締役は、会社経営者や公認会計士として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言・提言を行い、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っております。また、社外監査役は、弁護士や公認会計士としての専門的知識などから、取締役の職務の執行に対する監査機能を強化する役割を担っております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては社外役員の企業統治における機能と役割を踏まえ、以下のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定め運用しております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社及びその子銀行(以下、「当社グループ」という)は、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断する。

1. (1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人(以下、併せて「業務執行者等」という)ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

但し、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役(注1)であったことがないことを要件に加える。

(2)社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等、または非業務執行取締役であったことがないこと。

(3)当社グループの役員等(注2)及び支配人その他の重要な使用人(役員等に該当する者を除く)の、配偶者、または二親等以内の親族でないこと。

2. 当社の主要株主(注3)である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等、または使用人(役員等に該当するものを除く)ではないこと。

3. (1)当社グループを主要な取引先(注4)とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。

(2)当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。

(3)当社グループから一定額(過去3年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4. 当社グループから役員等を受入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5. 現在、当社グループの会計監査人、または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム(過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザー・ファーム)の社員等ではないこと。

7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

- (注1) 「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
- (注2) 「役員等」とは、取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)、執行役員、相談役、顧問をいう。
- (注3) 「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- (注4) 「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高(当社の場合は年間連結経常収益)の2%以上を基準に判定。

また、社外取締役2名及び社外監査役2名を、株式会社東京証券取引所に対して一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として独立役員届出書を提出しております。

氏名	選任理由
三浦 隆治 (社外取締役)	公認会計士としての高度な専門知識に加え、金融行政当局での勤務経験も有しております。また、企業経営者としても豊富な経験を有し、経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し選任しております。
高橋 ゆき (社外取締役)	家事代行サービス事業者の取締役を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し選任しております。
稲葉 喜子 (社外監査役)	公認会計士としての高度な専門知識に加え、金融行政当局での勤務経験も有しております。また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。
東道 佳代 (社外監査役)	法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。

・社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係

- ・社外取締役は取締役会等に出席し、独立した立場からの確かな助言・提言を行うことにより、取締役会等における意思決定の公正性、客観性を向上させるとともに取締役の職務執行に対する監督機能を高めております。また、取締役会の議案等については、各担当部署等から必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。
- ・社外監査役は取締役会及び監査役会等に出席し、それぞれ独立した立場から有益かつ適切な提言・助言等を行っております。また、内部監査部門、常勤監査役及び会計監査人と適宜意見交換を行うなど緊密な連携を維持しております。なお、社外監査役へのサポートとして監査役補助者を配属し、監査役の業務の補助を行う体制とするとともに、取締役会の議案等については、各担当部署から必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどサポート体制を確保しております。

・当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

- ・当社では、社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しておりますが、いずれも当社及び当社グループの出身ではなく、当社の他の取締役、監査役との人的関係や当社との間に特別な利害関係はございません。
- ・社外監査役 東道 佳代氏が所属する光和総合法律事務所には、当社の子会社であります株式会社きらぼし銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。

役員の報酬等の内容

・ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、短期的業績に加え中長期的な業績向上への貢献意欲も高めることを目的としております。

また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社及び当社の子会社として適切な水準を決定することとしております。

イ．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、当社の株価と連動する報酬として、業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とする「株式報酬型ストック・オプション」としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から株式報酬型ストック・オプションの対象となっていません。

ロ．手続

・ 当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、任意の「指名・報酬協議会」を設置しております。

「指名・報酬協議会」は、取締役1名及び社外取締役2名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。

・ ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、プロセスの妥当性を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。

子銀行取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に各子銀行の取締役会で決定しております。

なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

・ 当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	報酬等	
			月額報酬	株式報酬型 ストック・オプション
取締役	10名	78	53	25
監査役	2名	33	33	-
社外役員	6名	36	36	-
計	18名	148	123	25

（注）1．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

2．支給人数

支給人数には、平成29年6月29日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました社外取締役1名を含んでおります。また、無報酬の役員は支給人数に含まれていません。

3．役員報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役が年額80百万円以内と決議されております。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、前記の報酬限度額とは別枠として、年額60百万円以内と決議されております。

4．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

・ 平成30年7月以降の取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

イ．業績連動型株式報酬制度の導入

当社の取締役報酬は、「金銭報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」により構成されていましたが、平成30年6月28日開催の定時株主総会で取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

ロ．本制度導入の理由等

本制度による業績連動型株式報酬は、平成27年6月26日開催の第1回定時株主総会において決議されている取締役（ここでは社外取締役を含みます。）の報酬の限度額（年額250百万円以内（うち社外取締役については年額50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。）に対して支給いたします。なお、同じ第1回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠として、当社取締役に株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権につき年額60百万円を上限とする旨及び当該新株予約権について決議されていますが、この新株予約権にかかる取締役の報酬枠を廃止することといたしました。

また、本制度を導入に伴い、子銀行の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び委任契約を締結している執行役員（以下、「子銀行役員」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を導入いたしました。

八．取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切にリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を創造していくという考え方にに基づき、迅速・果敢な意思決定を行ってまいります。

このような考え方のもと、当社グループ取締役（社外取締役を除く）・委任契約を締結している執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬に加え中長期的な業績と連動する株式交付信託を利用した株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬とを組合わせた報酬としています。

今般策定した中期経営計画「スタートアップ きらぼし」は、新たにスタートする東京きらぼしフィナンシャルグループの中長期的なビジョンを掲げたものです。

当社グループでは従来以上に人材育成に注力し、一人ひとりが創意工夫により人間性を高め、お客さまとの対話を出来る体制を整備してまいります。

本計画では当社グループの経営理念、経営方針をもとに、「対話力」を高めお客さまを深く理解することで課題を共有し、課題解決に向けた提案を行い、お客さまからの信頼を得て最初にご相談いただける銀行を目指すことを一番に考えて策定しております。

このため当社グループでは、社員一人ひとりが積極果敢に考動出来るよう従来以上に人材育成に努め、お客さまとの「対話力」を高め、グループ一丸となってお客さまの心に残るサービスを提供してまいります。

業績に連動する指標には、本中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが本計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値向上を図ってまいります。

二．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受け取る報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、経営計画の中長期的な目標計数等に連動する株式報酬と経営計画の短期的な目標計数等に連動する現金報酬から構成されます。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動型報酬制度の対象となっておりません。

ホ．取締役の報酬を決定する手続き

- ・当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。

「指名・報酬協議会」は、当社取締役1名及び当社社外取締役2名にて構成し、委員長は社外取締役が努めております。

- ・ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動方法等を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。

子銀行取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に子銀行の取締役会で決定しております。

なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

責任限定契約の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を主たる業務としている会社であります。また、保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有しておりません。

当事業年度末現在、連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社東京都民銀行の株式の保有状況については以下のとおりです。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	136銘柄
貸借対照表計上額の合計額	21,987百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額が資本金の100分の1を越える銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
エーザイ株式会社	697,182	4,018	取引関係の維持・強化のため
エスピー食品株式会社	244,506	1,467	取引関係の維持・強化のため
興銀リース株式会社	500,000	1,188	取引関係の維持・強化のため
株式会社千葉銀行	1,542,000	1,102	連携関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	4,677,521	954	連携関係の維持・強化のため
株式会社京都銀行	1,145,687	929	連携関係の維持・強化のため
株式会社伊藤園	222,000	902	取引関係の維持・強化のため
日本化学産業株式会社	660,000	858	取引関係の維持・強化のため
株式会社ニチイ学館	1,010,228	852	取引関係の維持・強化のため
株式会社A D E K A	511,861	830	取引関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	243,133	802	連携関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	126,195	592	連携関係の維持・強化のため
株式会社滋賀銀行	1,013,000	578	連携関係の維持・強化のため
第一建設工業株式会社	377,009	469	取引関係の維持・強化のため
第一化成株式会社	275,000	466	取引関係の維持・強化のため
小池酸素工業株式会社	1,526,059	463	取引関係の維持・強化のため
株式会社大和証券グループ本社	644,424	436	連携関係の維持・強化のため
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス株式会社	116,204	411	連携関係の維持・強化のため
日本ケミファ株式会社	75,782	400	取引関係の維持・強化のため
株式会社安藤・間	504,850	378	取引関係の維持・強化のため
清水建設株式会社	332,000	331	取引関係の維持・強化のため
株式会社アルファシステムズ	158,400	310	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的 (権限の内容)
フクダ電子株式会社	695,100	4,427	議決権行使に関する指図権限
理想科学工業株式会社	1,567,600	3,058	議決権行使に関する指図権限
ユニオンツール株式会社	685,190	2,391	議決権行使に関する指図権限
株式会社UKCホールディングス	623,800	1,275	議決権行使に関する指図権限
株式会社マースエンジニアリング	663,000	1,531	議決権行使に関する指図権限
日本精工株式会社	1,020,000	1,623	議決権行使に関する指図権限
日本シイエムケイ株式会社	1,745,000	1,244	議決権行使に関する指図権限
野村ホールディングス株式会社	1,208,495	836	議決権行使に関する指図権限
マクニカ・富士エレホールディングス株式会社	330,000	521	議決権行使に関する指図権限
株式会社新川	900,400	750	議決権行使に関する指図権限
ジオマテック株式会社	394,800	320	議決権行使に関する指図権限

(注) 1. みなし保有株式は、退職給付信託の信託財産として拠出した株式です。

2. みなし保有株式の貸借対照表計上額は、平成28年度末日の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を記載しております。

(当事業年度)

貸借対照表計上額が資本金の100分の1を越える銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
エスピー食品株式会社	244,506	2,826	取引関係の維持・強化のため
エーザイ株式会社	357,182	2,422	取引関係の維持・強化のため
興銀リース株式会社	500,000	1,500	取引関係の維持・強化のため
株式会社千葉銀行	1,542,000	1,318	連携関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	4,677,521	895	連携関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	243,133	815	連携関係の維持・強化のため
株式会社A D E K A	400,000	767	取引関係の維持・強化のため
株式会社京都銀行	115,137	683	連携関係の維持・強化のため
第一建設工業株式会社	377,009	670	取引関係の維持・強化のため
ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社	275,000	464	取引関係の維持・強化のため
株式会社伊藤園	111,000	463	取引関係の維持・強化のため
小池酸素工業株式会社	152,605	446	取引関係の維持・強化のため
日本化学産業株式会社	330,000	434	取引関係の維持・強化のため
東洋合成工業株式会社	298,000	423	取引関係の維持・強化のため
株式会社ニレコ	364,640	413	取引関係の維持・強化のため
株式会社安藤・間	504,850	404	取引関係の維持・強化のため
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス株式会社	116,204	389	連携関係の維持・強化のため
株式会社滋賀銀行	714,000	382	連携関係の維持・強化のため
株式会社ニチイ学館	310,228	370	取引関係の維持・強化のため
株式会社アルファシステムズ	158,400	360	取引関係の維持・強化のため
日本ケミファ株式会社	75,782	358	取引関係の維持・強化のため
清水建設株式会社	332,000	315	取引関係の維持・強化のため
株式会社京三製作所	456,000	299	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的 (権限の内容)
フクダ電子株式会社	695,100	5,550	議決権行使に関する指図権限
理想科学工業株式会社	1,567,600	3,199	議決権行使に関する指図権限
ユニオンツール株式会社	685,190	2,611	議決権行使に関する指図権限
株式会社UKCホールディングス	623,800	1,413	議決権行使に関する指図権限
株式会社マースエンジニアリング	663,000	1,680	議決権行使に関する指図権限
日本精工株式会社	1,020,000	1,488	議決権行使に関する指図権限
日本シイエムケイ株式会社	1,745,000	1,466	議決権行使に関する指図権限
野村ホールディングス株式会社	1,208,495	767	議決権行使に関する指図権限
マクニカ・富士エレホールディングス株式会社	330,000	644	議決権行使に関する指図権限
株式会社新川	900,400	1,050	議決権行使に関する指図権限
ジオマテック株式会社	394,800	447	議決権行使に関する指図権限

(注) 1. みなし保有株式は、退職給付信託の信託財産として拠出した株式です。

2. みなし保有株式の貸借対照表計上額は、平成29年度末日の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を記載しております。

八. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	61	3	24	1
非上場株式	531	1	-	-

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	4,029	1	19	32
非上場株式	530	6	-	-

二. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役は株主総会の決議により選任し、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定することができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項及び同法第324条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

種類株式

当社は、資本政策の選択肢の多様化を図り、将来における金融環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するために、普通株式とは異なる種類の株式である第1回ないし第2回第一種優先株式及び第二種優先株式の発行を可能とする旨を定款に定めております。これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式に優先する一方で、優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。ただし、第1回ないし第2回第一種優先株主は、第一種優先配当金が発行条件通り支払われない場合には、配当の支払いが再開されるまで議決権を有することになります。また、第1回ないし第2回第一種優先株主及び第二種優先株主は、普通株式を対価とする取得請求権を有し、当社は、一定の場合に金銭を対価とする取得請求権を有するとともに、普通株式を対価として一斉取得をすることを定めております。

なお、当社は、有価証券報告書提出日現在において、第1回第一種優先株式及び第二種優先株式を発行してあります。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	17	-	17	-
連結子会社	137	-	146	-
計	154	-	163	-

(注) 上記報酬の内容は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4．当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。
また、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金預け金	515,886	377,636
コールローン及び買入手形	3,987	1,264
買入金銭債権	45,724	55,650
商品有価証券	794	707
有価証券	1, 9, 15 1,281,164	1, 2, 9, 15 1,208,629
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 3,621,372	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 3,676,146
外国為替	7 7,584	7 13,556
その他資産	9 42,617	9 84,062
有形固定資産	12, 13 56,085	12, 13 59,627
建物	12,909	19,600
土地	11 34,547	11 34,216
リース資産	1,252	1,780
建設仮勘定	5,274	1,240
その他の有形固定資産	2,100	2,789
無形固定資産	1,903	2,365
ソフトウェア	1,106	1,421
リース資産	143	94
その他の無形固定資産	653	848
退職給付に係る資産	14,125	18,391
繰延税金資産	7,823	5,184
支払承諾見返	7,880	5,677
貸倒引当金	29,644	26,195
資産の部合計	5,577,306	5,482,704

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
預金	9,471,562	9,465,109
譲渡性預金	21,340	9,540
コールマネー及び売渡手形	9,40,706	9,58,937
債券貸借取引受入担保金	9,361,309	9,357,265
借入金	9,14,103,416	9,14,73,558
外国為替	936	224
信託勘定借	-	53
その他負債	30,150	25,167
賞与引当金	2,213	2,140
退職給付に係る負債	4,453	2,845
役員退職慰労引当金	110	67
ポイント引当金	57	58
利息返還損失引当金	10	8
睡眠預金払戻損失引当金	1,010	1,185
システム解約損失引当金	200	200
事業譲渡損失引当金	-	194
偶発損失引当金	675	612
繰延税金負債	1,902	1,837
再評価に係る繰延税金負債	11,14	-
支払承諾	7,880	5,677
負債の部合計	5,293,949	5,191,683
純資産の部		
資本金	27,500	27,500
資本剰余金	150,733	150,576
利益剰余金	104,574	106,206
自己株式	632	625
株主資本合計	282,175	283,657
その他有価証券評価差額金	3,166	6,075
土地再評価差額金	11,209	11,242
為替換算調整勘定	8	10
退職給付に係る調整累計額	2,216	1,146
その他の包括利益累計額合計	748	6,989
新株予約権	95	101
非支配株主持分	337	271
純資産の部合計	283,357	291,020
負債及び純資産の部合計	5,577,306	5,482,704

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	83,092	82,616
資金運用収益	58,889	57,411
貸出金利息	45,992	43,992
有価証券利息配当金	11,570	12,135
コールローン利息及び買入手形利息	77	36
債券貸借取引受入利息	0	0
預け金利息	324	293
その他の受入利息	924	953
信託報酬	61	56
役務取引等収益	16,165	17,582
その他業務収益	5,301	3,226
その他経常収益	2,675	4,338
償却債権取立益	186	259
その他の経常収益	¹ 2,488	¹ 4,079
経常費用	74,770	77,888
資金調達費用	3,793	3,386
預金利息	2,078	1,645
譲渡性預金利息	5	2
コールマネー利息及び売渡手形利息	26	448
債券貸借取引支払利息	1,219	1,140
借入金利息	128	88
社債利息	225	-
新株予約権付社債利息	53	-
その他の支払利息	55	61
役務取引等費用	3,540	3,473
その他業務費用	1,815	2,935
営業経費	² 59,976	² 61,235
その他経常費用	5,643	6,857
貸倒引当金繰入額	2,419	1,480
その他の経常費用	³ 3,224	³ 5,377
経常利益	8,322	4,727
特別利益	19,605	647
固定資産処分益	5	647
国庫補助金等受贈益	156	-
負ののれん発生益	19,443	-
特別損失	478	639
固定資産処分損	278	444
システム解約損失引当金繰入額	200	-
事業譲渡損失引当金繰入額	-	194
税金等調整前当期純利益	27,450	4,735
法人税、住民税及び事業税	1,997	1,107
法人税等調整額	120	61
法人税等合計	1,876	1,045
当期純利益	25,574	3,689
非支配株主に帰属する当期純利益	38	12
親会社株主に帰属する当期純利益	25,535	3,677

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	25,574	3,689
その他の包括利益	1 2,218	1 6,250
その他有価証券評価差額金	5,318	2,852
繰延ヘッジ損益	6	-
土地再評価差額金	-	32
為替換算調整勘定	3	2
退職給付に係る調整額	3,005	3,362
持分法適用会社に対する持分相当額	104	66
包括利益	23,355	9,940
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,306	9,918
非支配株主に係る包括利益	48	22

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	99,585	80,913	594	199,905
当期変動額					
新株の発行	7,500	7,500			15,000
株式交換による増減		43,719			43,719
剰余金の配当			1,874		1,874
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,535		25,535
自己株式の取得				47	47
自己株式の処分		0		9	10
子会社持分の変動		72			72
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	7,500	51,147	23,660	37	82,270
当期末残高	27,500	150,733	104,574	632	282,175

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	8,390	6	209	11	5,221	2,977	46	286	203,216
当期変動額									
新株の発行									15,000
株式交換による増減									43,719
剰余金の配当									1,874
親会社株主に帰属する 当期純利益									25,535
自己株式の取得									47
自己株式の処分									10
子会社持分の変動									72
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,224	6	-	3	3,005	2,229	49	50	2,129
当期変動額合計	5,224	6	-	3	3,005	2,229	49	50	80,140
当期末残高	3,166	-	209	8	2,216	748	95	337	283,357

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,733	104,574	632	282,175
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		7			7
剰余金の配当			2,078		2,078
親会社株主に帰属する当期純利益			3,677		3,677
自己株式の取得				38	38
自己株式の処分		5		44	38
子会社持分の変動		158			158
土地再評価差額金の取崩			32		32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	157	1,631	6	1,481
当期末残高	27,500	150,576	106,206	625	283,657

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,166	209	8	2,216	748	95	337	283,357
当期変動額								
連結子会社株式の取得による持分の増減								7
剰余金の配当								2,078
親会社株主に帰属する当期純利益								3,677
自己株式の取得								38
自己株式の処分								38
子会社持分の変動								158
土地再評価差額金の取崩								32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,909	32	2	3,362	6,240	5	65	6,181
当期変動額合計	2,909	32	2	3,362	6,240	5	65	7,662
当期末残高	6,075	242	10	1,146	6,989	101	271	291,020

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	27,450	4,735
減価償却費	3,023	3,254
退職給付費用	830	1,008
負ののれん発生益	19,443	-
持分法による投資損益(は益)	78	35
貸倒引当金の増減()	454	3,449
賞与引当金の増減額(は減少)	37	72
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	5,478	4,265
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,215	1,607
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	24	42
ポイント引当金の増減額(は減少)	4	1
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	3	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	21	175
システム解約損失引当金の増減()	200	-
事業譲渡損失引当金の増減()	-	194
偶発損失引当金の増減()	5	63
資金運用収益	58,889	57,411
資金調達費用	3,793	3,386
有価証券関係損益()	2,544	1,206
為替差損益(は益)	8,308	9,433
固定資産処分損益(は益)	272	202
国庫補助金等受贈益	156	-
商品有価証券の純増()減	136	87
貸出金の純増()減	38,866	54,773
預金の純増減()	78,076	65,452
譲渡性預金の純増減()	12,866	11,800
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,009	29,858
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	1,860	9,170
コールローン等の純増()減	29,819	7,203
コールマネー等の純増減()	40,706	18,230
債券貸借取引受入担保金の純増減()	67,982	4,044
外国為替(資産)の純増()減	1,053	5,972
外国為替(負債)の純増減()	867	711
信託勘定借の純増減()	-	53
資金運用による収入	60,717	57,753
資金調達による支出	4,354	3,413
その他	5,554	16,175
小計	1,881	160,277
法人税等の支払額	2,745	1,669
法人税等の還付額	350	379
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,276	161,567

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	556,723	473,425
有価証券の売却による収入	362,521	322,075
有価証券の償還による収入	291,314	192,296
有形固定資産の取得による支出	4,467	5,809
有形固定資産の除却による支出	171	118
有形固定資産の売却による収入	42	1,199
無形固定資産の取得による支出	758	1,019
出資金の払込による支出	103	-
国庫補助金等による収入	58	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	91,712	35,197
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金返済による支出	2,000	-
劣後特約付社債の償還による支出	21,000	-
株式の発行による収入	14,881	-
配当金の支払額	1,877	2,083
非支配株主への配当金の支払額	54	35
自己株式の取得による支出	47	38
自己株式の売却による収入	10	38
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	52	213
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	81	-
リース債務の返済による支出	363	379
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,421	2,710
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	77,018	129,078
現金及び現金同等物の期首残高	393,056	504,444
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	2 34,369	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 504,444	1 375,365

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 13社

株式会社東京都民銀行
株式会社八千代銀行
株式会社新銀行東京
株式会社きらぼしコンサルティング
八千代サービス株式会社
とみん信用保証株式会社
八千代ビジネスサービス株式会社
都民銀商務諮詢(上海)有限公司
きらぼしテック株式会社
八千代信用保証株式会社
株式会社八千代クレジットサービス
とみんコンピューターシステム株式会社
とみんカード株式会社

(連結の範囲の変更)

平成29年11月1日付で、当社の連結子会社である株式会社東京都民銀行が100%出資する子会社きらぼしテック株式会社を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(連結子会社の商号変更)

平成29年4月3日付で、株式会社とみん経営研究所は、株式会社きらぼしコンサルティングに商号を変更しております。

平成30年5月1日付で、株式会社八千代銀行、株式会社東京都民銀行、及び株式会社新銀行東京の3行は、株式会社八千代銀行を存続会社、株式会社東京都民銀行、及び株式会社新銀行東京を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で株式会社八千代銀行の商号を株式会社きらぼし銀行へ変更しております。

平成30年5月1日付で、八千代サービス株式会社はきらぼしサービス株式会社に、八千代ビジネスサービス株式会社はきらぼしビジネスサービス株式会社に、株式会社八千代クレジットサービスは株式会社きらぼしクレジットサービスに、とみんカード株式会社はきらぼしJCB株式会社に、それぞれ商号を変更しております。

(2) 非連結子会社 1社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合は、当連結会計年度に新規設立いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
東京TYリース株式会社

(持分法適用の関連会社の商号変更)

平成30年5月1日付で、東京TYリース株式会社は東京きらぼしリース株式会社に商号を変更しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合は、当連結会計年度に新規設立いたしました。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 12社

(2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の子会社については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っており、年間償却見積額を期間により按分し計上しております。

株式交付費 3年間の均等償却を行っており、年間償却見積額を期間により按分し計上しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、銀行業を営む一部の連結子会社の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成26年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、平成27年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における平成26年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は、1,173百万円（前連結会計年度末は、1,615百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、銀行業を営む一部の連結子会社の執行役員並びにその他の一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結子会社において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、一部の連結子会社において、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は銀行業を営む一部の連結子会社の基幹系システムを別の銀行業を営む一部の連結子会社の基幹系システムに統合（平成30年5月）することに伴い発生する現行の基幹系システムに関するアウトソーシングサービス契約の中途解約に係る損失見込額を計上しております。

(13) 事業譲渡損失引当金の計上基準

事業譲渡損失引当金は、一部の連結子会社の事業の譲渡に伴い発生する損失の見込額を計上しております。

(14) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(15) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクをヘッジ目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

なお、その他の連結子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(19) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(未適用の会計基準等)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
株 式	977百万円	1,031百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	- 百万円	2,999百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	5,768百万円	6,774百万円
延滞債権額	83,620百万円	75,862百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	239百万円	264百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	3,253百万円	2,541百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
合計額	92,882百万円	85,444百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	40,944百万円	42,645百万円

8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
500百万円	1,014百万円

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	505,717百万円	496,122百万円
貸出金	17,544百万円	9,840百万円
その他資産	36百万円	16百万円
計	523,298百万円	505,979百万円
担保資産に対応する債務		
預金	43,013百万円	5,063百万円
コールマネー及び売渡手形	15,706百万円	26,562百万円
債券貸借取引受入担保金	354,801百万円	332,534百万円
借入金	98,000百万円	68,000百万円

上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有価証券	82,363百万円	49,283百万円

また、その他資産には、保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
保証金	5,701百万円	4,479百万円
金融商品等差入担保金	- 百万円	113百万円
中央清算機関差入証拠金	10,236百万円	37,319百万円

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	923,915百万円	881,307百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	898,224百万円	858,882百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社東京都民銀行の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号または第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
153百万円	273百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	38,204百万円	35,700百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
圧縮記帳額	191百万円	140百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付借入金	5,000百万円	5,000百万円

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
32,246百万円	46,131百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
株式等売却益	1,235百万円	2,659百万円
債権売却益	17百万円	0百万円
持分法による投資利益	78百万円	35百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料・手当	26,983百万円	26,576百万円
退職給付費用	1,497百万円	2,709百万円
事務委託費	6,065百万円	6,006百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
貸出金償却	242百万円	104百万円
株式等売却損	121百万円	112百万円
株式等償却	- 百万円	17百万円
債権売却損	156百万円	172百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成28年4月1日	(自	平成29年4月1日
	至	平成29年3月31日)	至	平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金				
当期発生額		5,301		4,486
組替調整額		2,271		799
税効果調整前		7,573		3,687
税効果額		2,255		834
その他有価証券評価差額金		5,318		2,852
繰延ヘッジ損益				
当期発生額		1		-
組替調整額		12		-
税効果調整前		10		-
税効果額		4		-
繰延ヘッジ損益		6		-
土地再評価差額金				
当期発生額		-		47
組替調整額		-		-
税効果調整前		-		47
税効果額		-		14
土地再評価差額金		-		32
為替換算調整勘定				
当期発生額		3		2
組替調整額		-		-
税効果調整前		3		2
税効果額		-		-
為替換算調整勘定		3		2
退職給付に係る調整額				
当期発生額		3,514		3,840
組替調整額		830		1,008
税効果調整前		4,344		4,848
税効果額		1,339		1,486
退職給付に係る調整額		3,005		3,362
持分法適用会社に対する持分相当額				
当期発生額		104		66
組替調整額		-		-
税効果調整前		104		66
税効果額		-		-
持分法適用会社に対する持分相当額		104		66
その他の包括利益合計		2,218		6,250

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	29,227	1,422	-	30,650	(注)1
第1回第一種優先株式	-	750	-	750	(注)2
第二種優先株式	-	2,000	-	2,000	(注)3
合計	29,227	4,172	-	33,400	
自己株式					
普通株式	169	13	2	180	(注)4
合計	169	13	2	180	

(注)1. 普通株式の当連結会計年度増加株式数1,422千株は、株式交換によるものであります。

2. 第1回第一種優先株式の当連結会計年度増加株式数750千株は、第三者割当増資によるものであります。

3. 第二種優先株式の当連結会計年度増加株式数2,000千株は、株式交換によるものであります。

4. 自己株式の当連結会計年度増加株式数13千株は、単元未満株式の買取請求によるものであり、当連結会計年度減少株式数2千株は、ストック・オプション権利行使による売渡2千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権					95		
合計						95		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	871	30	平成28年3月31日	平成28年6月13日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	914	30	平成28年9月30日	平成28年12月2日
平成28年11月11日 取締役会	第1回第一種 優先株式	52	69.44	平成28年9月30日	平成28年12月2日
平成28年11月11日 取締役会	第二種優先株式	36	18.364	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	914	利益剰余金	30	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年5月12日 取締役会	第1回第一 種優先株式	95	利益剰余金	127.64	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年5月12日 取締役会	第二種優先 株式	36	利益剰余金	18.364	平成29年3月31日	平成29年6月12日

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	-	-	30,650	
第1回第一種優先株式	750	-	-	750	
第二種優先株式	2,000	-	-	2,000	
合計	33,400	-	-	33,400	
自己株式					
普通株式	180	12	12	180	(注)
合計	180	12	12	180	

(注) 自己株式の当連結会計年度増加株式数12千株は、単元未満株式の買取請求によるものであり、当連結会計年度減少株式数12千株は、ストック・オプション権利行使による売渡11千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			-		101		
合計				-		101		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	914	30.00	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年5月12日 取締役会	第1回第一種 優先株式	95	127.64	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年5月12日 取締役会	第二種優先株式	36	18.364	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	914	30.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日
平成29年11月10日 取締役会	第1回第一種 優先株式	92	123.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日
平成29年11月10日 取締役会	第二種優先株式	25	12.818	平成29年9月30日	平成29年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月15日 取締役会	普通株式	914	利益剰余金	30.00	平成30年3月31日	平成30年6月11日
平成30年5月15日 取締役会	第1回第一種 優先株式	92	利益剰余金	123.00	平成30年3月31日	平成30年6月11日
平成30年5月15日 取締役会	第二種優先 株式	25	利益剰余金	12.818	平成30年3月31日	平成30年6月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金預け金勘定	515,886百万円	377,636百万円
定期預け金	40百万円	47百万円
譲渡性預け金	10,000百万円	-百万円
その他の預け金	1,400百万円	2,223百万円
現金及び現金同等物	504,444百万円	375,365百万円

2. 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

株式交換により新たに株式会社新銀行東京を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

資産合計	463,533百万円
うち貸出金	222,587百万円
うち有価証券	175,000百万円
うち貸倒引当金	5,976百万円
負債合計	400,370百万円
うち預金	293,445百万円

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機及び事務用機器等の動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	119	135
1年超	189	342
合 計	309	477

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	26	-
1年超	-	-
合 計	26	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてV a R (観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、連結子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京の市場リスク量を合算した値として管理しており、平成30年3月31日において、当該リスク量の大きさは35,899百万円(平成29年3月31日現在は41,011百万円)になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したV a Rと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、平成29年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	515,886	515,886	-
(2) 買入金銭債権	45,211	45,211	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	794	794	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	465,063	480,785	15,722
その他有価証券	798,197	798,197	-
(5) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	3,621,372 28,431		
	3,592,940	3,618,333	25,392
資産計	5,418,094	5,459,208	41,114
(1) 預金	4,717,562	4,717,519	42
(2) コールマネー及び売渡手形	40,706	40,706	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	361,309	361,309	-
(4) 借入金	103,416	103,429	13
負債計	5,222,994	5,222,965	29
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの	1,179	1,179	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	1,179	1,179	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	377,636	377,636	-
(2) 買入金銭債権	55,390	55,390	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	707	707	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	434,594	448,047	13,453
其他有価証券	752,698	752,698	-
(5) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	3,676,146 25,207		
	3,650,938	3,673,039	22,101
資産計	5,271,965	5,307,519	35,554
(1) 預金	4,652,109	4,652,121	11
(2) コールマネー及び売渡手形	58,937	58,937	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	357,265	357,265	-
(4) 借入金	73,558	73,558	-
負債計	5,141,870	5,141,881	11
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの	1,787	1,787	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	1,787	1,787	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、および、残存期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。信託受益権以外については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は証券投資信託委託会社が提供する基準価額等によっております。自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、時価は連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率（期末月の実績値）を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を新規の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 買入金銭債権」及び「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
買入金銭債権 (1)	513	260
非上場株式 (2) (3)	5,056	4,463
組合出資金 (1)	12,846	16,873
合 計	18,416	21,597

(1) 買入金銭債権及び組合出資金のうち、裏付資産及び組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 前連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、減損処理（非上場株式 17百万円）を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	475,564	-	-	-	-	-
買入金銭債権	9,069	2,176	2,771	807	475	29,380
有価証券						
満期保有目的の債券	30,015	26,573	166,764	168,867	12,950	51,321
うち国債	2,470	11,100	97,100	147,000	-	44,000
地方債	10,980	5,780	13,824	1,500	1,150	350
社債	16,565	9,693	39,012	14,758	9,800	2,971
外国証券	-	-	16,828	5,609	2,000	4,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	79,644	233,758	171,418	59,780	122,020	59,438
うち国債	24,000	130,130	5,000	-	-	16,000
地方債	2,283	8,159	2,927	5,533	14,638	3,960
短期社債	10,000	-	-	-	-	-
社債	40,829	81,301	100,528	29,262	40,637	28,776
その他	2,531	14,167	62,962	24,983	66,744	10,701
貸出金()	763,687	726,049	451,302	288,381	313,907	752,795
合 計	1,357,980	988,557	792,256	517,836	449,352	892,935

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 90,033百万円、期間の定めのないもの 235,215百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	340,532	-	-	-	-	-
買入金銭債権	10,580	3,922	2,198	859	1,291	35,730
有価証券						
満期保有目的の債券	14,773	102,356	190,946	57,790	10,750	50,850
うち国債	5,600	68,600	133,000	48,000	-	44,000
地方債	3,530	5,000	12,124	1,500	150	300
社債	5,643	18,132	35,198	7,290	9,600	2,550
外国証券	-	10,624	10,624	1,000	1,000	4,000
その他有価証券のうち満期 があるもの	169,758	127,660	141,019	74,733	101,602	66,225
うち国債	114,030	10,100	2,000	-	-	16,000
地方債	3,228	5,776	3,390	3,576	11,123	4,244
短期社債	10,000	-	-	-	-	-
社債	35,245	90,856	56,539	33,095	56,954	33,821
その他	7,254	20,928	79,089	38,062	33,524	12,158
貸出金（ ）	773,422	710,230	466,704	265,761	325,375	797,613
合 計	1,309,067	944,169	800,868	399,144	439,020	950,419

（ ） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 83,879百万円、期間の定めのないもの 253,158百万円は含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	4,433,756	244,949	38,785	27	25	17
コールマネー及び売渡手形	40,706	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	361,309	-	-	-	-	-
借入金	30,278	40,104	28,033	-	5,000	-
合計	4,866,051	285,053	66,819	27	5,025	17

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	4,445,776	191,605	14,671	23	18	13
コールマネー及び売渡手形	58,937	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	357,265	-	-	-	-	-
借入金	30,291	38,150	78	5,037	-	-
合計	4,892,271	229,755	14,750	5,060	18	13

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	3	1

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	295,633	310,271	14,638
	地方債	34,286	34,576	290
	社債	83,007	83,962	955
	外国証券	26,132	26,343	211
	小計	439,059	455,154	16,095
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	12,126	11,935	190
	地方債	-	-	-
	社債	11,877	11,772	105
	外国証券	2,000	1,922	77
	小計	26,004	25,630	373
合計		465,063	480,785	15,722

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	304,565	317,428	12,863
	地方債	22,464	22,675	210
	社債	69,312	70,052	740
	外国証券	3,997	4,068	70
	小計	400,339	414,224	13,885
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	604	604	0
	社債	10,623	10,563	60
	外国証券	23,027	22,655	372
	小計	34,254	33,822	432
合計		434,594	448,047	13,453

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,204	16,819	7,384
	債券	385,114	382,194	2,920
	国債	148,645	147,655	989
	地方債	27,141	26,869	271
	短期社債	-	-	-
	社債	209,327	207,669	1,658
	その他	109,950	108,321	1,628
	小計	519,269	507,335	11,933
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,202	9,929	1,726
	債券	167,563	169,509	1,945
	国債	29,059	29,909	849
	地方債	10,928	11,184	256
	短期社債	9,999	9,999	-
	社債	117,576	118,415	839
	その他	150,909	154,855	3,946
	小計	326,675	334,293	7,618
合計		845,944	841,629	4,315

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	23,904	14,478	9,426
	債券	331,908	330,182	1,725
	国債	115,857	115,607	250
	地方債	18,878	18,696	181
	短期社債	-	-	-
	社債	197,172	195,878	1,293
	その他	109,885	107,184	2,700
	小計	465,698	451,846	13,852
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	10,232	11,185	953
	債券	162,447	163,669	1,222
	国債	28,250	28,642	391
	地方債	12,703	12,863	159
	短期社債	9,999	9,999	-
	社債	111,492	112,164	671
	その他	161,603	165,207	3,603
	小計	334,282	340,061	5,779
合計		799,980	791,908	8,072

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	4,474	1,198	77
債券	187,905	1,892	723
国債	131,326	1,067	562
地方債	27,691	376	11
短期社債	-	-	-
社債	28,888	448	150
その他	149,008	1,059	867
合計	341,388	4,149	1,669

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	10,268	2,599	106
債券	147,128	677	70
国債	76,871	162	14
地方債	11,444	92	36
短期社債	4,000	-	0
社債	54,812	422	19
その他	170,232	419	2,412
合計	327,630	3,696	2,589

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、債券 1百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	4,437
その他有価証券	4,437
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	1,451
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,985
()非支配株主持分相当額	20
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	200
その他有価証券評価差額金	3,166

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	8,425
その他有価証券	8,425
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	2,586
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,838
()非支配株主持分相当額	29
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	266
その他有価証券評価差額金	6,075

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	128,913	110,763	1,484	1,484
	受取変動・支払固定	128,054	110,838	324	324
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	1,070	420	1	6
	買建	1,070	420	1	1
	金利キャップ				
	売建	2,208	1,924	-	65
	買建	2,337	2,053	-	16
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
合計				1,159	1,215

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	110,272	100,720	1,342	1,342
	受取変動・支払固定	110,436	100,821	226	226
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	420	-	0	1
	買建	420	-	0	0
	金利キャップ				
	売建	3,801	3,681	-	96
	買建	3,878	3,743	-	20
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計			1,115	1,194

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	10,830	6,151	12	12
	為替予約				
	売建	43,658	446	162	162
	買建	24,196	280	169	169
	通貨オプション				
	売建	24,799	2,289	420	108
	買建	24,799	2,289	420	26
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				19	154

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	5,985	1,733	3	3
	為替予約				
	売建	63,330	406	829	829
	買建	26,214	182	161	161
	通貨オプション				
	売建	11,402	3,167	226	90
	買建	11,402	3,167	226	10
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合計				671	751

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	-	-	-
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	32,849	32,539	(注)2
	受取固定・支払変動		32,849	32,539	
	受取変動・支払固定		-	-	
合計					-

(注) 1. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	-	-	-
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	30,000	27,770	(注)2
	受取固定・支払変動		30,000	27,770	
	受取変動・支払固定		-	-	
合計					-

(注) 1. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

株式会社東京都民銀行は、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、平成25年10月1日より確定給付企業年金からポイント制を用いたキャッシュバランスプラン類似型年金に移行しました。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

昭和62年に加入員期間20年以上の者を対象として、退職給付額の概ね20%程度を退職一時金制度から厚生年金基金制度へ移行しております。

また、厚生年金基金の代行部分について、平成16年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成17年4月1日に過去分返上の認可を受けております。

株式会社八千代銀行は、企業年金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、企業年金は平成16年3月1日付にて厚生年金基金からの移行認可を受けて企業年金基金を発足し、さらに、平成17年4月1日付で基金型から規約型に移行しました。

また、退職金の一部を平成16年3月1日付で発足した確定拠出年金に平成16年3月31日に移換いたしました。確定拠出年金においては、平成25年1月1日付でマッチング拠出を導入しております。

上記2社以外の一部の国内連結子会社では、退職一時金制度や確定拠出年金制度を採用しております。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行は退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	58,717	57,637
株式交換による増減	138	-
勤務費用	1,575	1,543
利息費用	205	236
数理計算上の差異の発生額	485	139
退職給付の支払額	3,485	3,576
その他	-	1,144
退職給付債務の期末残高	57,637	56,846

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	年金資産の期首残高	61,833	67,310	67,310
期待運用収益	1,214		1,323	
数理計算上の差異の発生額	4,000		3,701	
事業主からの拠出額	2,801		2,874	
退職給付の支払額	2,539		2,817	
年金資産の期末残高	67,310	67,310	72,392	72,392

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	積立型制度の退職給付債務	57,412	56,609	56,609
年金資産	67,310	67,310	72,392	72,392
非積立型制度の退職給付債務	9,897	15,782	15,782	15,782
	224	236	236	236
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,672	15,545	15,545	15,545

退職給付に係る負債	4,453	2,845
退職給付に係る資産	14,125	18,391
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,672	15,545

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	勤務費用	1,575	1,543	1,543
利息費用	205	236	236	236
期待運用収益	1,214	1,323	1,323	1,323
数理計算上の差異の費用処理額	1,258	1,008	1,008	1,008
過去勤務費用の費用処理額	427	-	-	-
その他	3	1,148	1,148	1,148
確定給付制度に係る退職給付費用	1,400	2,613	2,613	2,613

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（百万円）

区分	前連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
過去勤務費用	427	-
数理計算上の差異	4,772	4,848
合計	4,344	4,848

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（百万円）

区分	前連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
未認識数理計算上の差異	3,198	1,650
合計	3,198	1,650

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
債券	29.7%	31.2%
株式	54.0%	51.2%
現金及び預金（コールローンを含む）	8.9%	13.5%
生保一般勘定	4.1%	0.9%
その他	3.3%	3.2%
合計	100.0%	100.0%
合計のうち企業年金制度に対し設定した退職給付信託	32.3%	33.2%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産配分と、年金資産を構成する様々な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.36%又は0.68%	0.34%又は0.41%
長期期待運用収益率	1.90%又は2.00%	1.90%又は2.00%
予想昇給率	3.38%又は5.00%	4.00%又は5.00%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は95百万円（前連結会計年度は96百万円）であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業経費	59百万円	42百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 8名 当社子会社取締役 10名	当社取締役 7名 当社子会社取締役 11名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 12,000株	普通株式 22,000株
付与日	平成27年8月3日	平成28年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年8月3日 ～平成27年8月2日	平成28年8月1日 ～平成28年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 9名 当社子会社取締役 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 15,100株
付与日	平成29年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成29年8月1日 ～平成29年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	15,100
失効	-	-	-
権利確定	-	-	15,100
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	9,400	22,000	-
権利確定	-	-	15,100
権利行使	3,500	8,400	-
失効	-	-	-
未行使残	5,900	13,600	15,100

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,813	3,147	-
付与日における公正な 評価単価(円)	3,881	2,695	2,795

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第3回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第3回 ストック・オプション
株価変動性(注)1	43.0%
予想残存期間(注)2	3.8年
予想配当(注)3	60円/株
無リスク利率(注)4	-0.09%

(注)1. 予想残存期間2.0年に対応する期間の株価実績に基づき算出しております。

(注)2. 過去の役員の平均的な在任期間から、現在の在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法で予想残存期間を見積もっております。

(注)3. 平成29年3月期の配当実績によります。

(注)4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	13,131百万円	8,418百万円
退職給付関係	5,399	3,640
貸倒引当金	8,422	7,065
有価証券償却	1,006	721
減価償却	472	599
その他	3,385	3,761
繰延税金資産小計	31,816	24,207
評価性引当額	17,725	12,517
繰延税金資産合計	14,091	11,690
繰延税金負債		
有価証券関係	896	740
その他有価証券評価差額金	3,419	4,253
資産除去債務関係	23	60
時価評価による簿価修正額	3,830	3,288
繰延税金負債合計	8,170	8,343
繰延税金資産の純額	5,920百万円	3,346百万円

前連結会計年度及び当連結会計年度の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

繰延税金資産	7,823百万円	5,184百万円
繰延税金負債	1,902百万円	1,837百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41	6.62
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.30	4.88
住民税均等割等	0.39	2.43
評価性引当額の増減	3.01	108.46
法人税等還付税額	-	1.35
負ののれん発生益	21.86	-
繰越欠損金の期限切れ	-	97.65
その他	0.34	0.78
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.83%	22.09%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にコンピューター関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	46,196	15,708	16,165	5,021	83,092

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	44,251	15,954	17,582	4,827	82,616

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益のうち連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める取引がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	7,476円05銭	7,729円99銭
1株当たり当期純利益	830円61銭	112円94銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	511円40銭	77円25銭

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	283,357	291,020
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	55,565	55,491
うち優先株式払込額	百万円	55,000	55,000
うち優先配当額	百万円	132	117
うち新株予約権	百万円	95	101
うち非支配株主持分	百万円	337	271
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	227,791	235,528
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	30,469	30,469

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	25,535	3,677
普通株主に帰属しない金額	百万円	221	235
うち優先配当額	百万円	221	235
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	25,314	3,441
普通株式の期中平均株式数	千株	30,476	30,472
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	258	235
うち新株予約権付社債利息(税額相当額控除後)	百万円	37	-
うち優先配当額	百万円	221	235
普通株式増加数	千株	19,527	17,131
うち新株予約権付社債	千株	666	-
うち優先株式	千株	18,836	17,099
うち新株予約権	千株	24	32
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

当社の完全子会社である株式会社東京都民銀行(以下、「東京都民銀行」といいます。)、株式会社八千代銀行(以下、「八千代銀行」といいます。)及び株式会社新銀行東京(以下、「新銀行東京」といいます。)は、平成30年3月2日開催の臨時株主総会における合併契約の承認決議に基づき、平成30年5月1日付で合併し、同日付で商号を株式会社きらぼし銀行(以下、「きらぼし銀行」といいます。)に変更しております。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：八千代銀行

事業の内容：銀行業

(吸収合併消滅会社)

名称：東京都民銀行

事業の内容：銀行業

名称：新銀行東京

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合日

平成30年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

八千代銀行を吸収合併存続会社、東京都民銀行及び新銀行東京を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

きらぼし銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

本件合併は、これまで培ってきた東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の「強み」「特長」を活かし、経営統合から一步進んだ合併により統合効果を最大限発揮し、競争力強化、経営効率化を一層進展させることで、東京都及び神奈川県北東部を中心とした首都圏で存在感を一層発揮できる盤石な経営基盤を確立させることを目的としております。地域金融の担い手として一層真価を発揮していくことを通じて、首都圏においてお客さまから真に愛される地域 1 の地方銀行グループを目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	103,416	73,558	0.11	
再割引手形	-	-	-	
借入金	103,416	73,558	0.11	平成30年4月～ 平成36年4月
1年以内に返済予定のリース債務	360	463	4.02	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,094	1,476	4.43	平成31年4月～ 平成38年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	30,291	10,084	28,066	49	29
リース債務(百万円)	463	421	312	250	197

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	21,839	42,264	61,877	82,616
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	3,534	5,714	7,468	4,735
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,550	4,812	5,726	3,677
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	83.69	154.07	184.05	112.94

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	83.69	70.38	29.98	71.11

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,179	1,936
未収入金	149	132
前払費用	20	19
未収還付法人税等	380	405
仮払金	0	0
繰延税金資産	17	16
流動資産合計	2,266	2,411
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	193,668	193,668
投資その他の資産合計	193,668	193,668
固定資産合計	193,668	193,668
繰延資産		
創立費	35	21
株式交付費	42	22
繰延資産合計	78	44
資産の部合計	196,013	196,124
負債の部		
流動負債		
未払金	27	17
未払配当金	24	34
未払法人税等	21	18
預り金	3	3
仮受金	0	-
賞与引当金	49	47
流動負債合計	126	121
負債の部合計	126	121
純資産の部		
株主資本		
資本金	27,500	27,500
資本剰余金		
資本準備金	56,219	56,219
その他資本剰余金	110,277	110,272
資本剰余金合計	166,497	166,491
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,426	2,535
利益剰余金合計	2,426	2,535
自己株式	632	625
株主資本合計	195,791	195,900
新株予約権	95	101
純資産の部合計	195,886	196,002
負債及び純資産の部合計	196,013	196,124

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1,215	1,130
関係会社受入手数料	1,116	1,171
営業収益合計	3,241	3,301
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,210,028	1,210,032
営業費用合計	1,028	1,032
営業利益	2,213	2,269
営業外収益		
受取利息	153	10
雑収入	0	0
営業外収益合計	54	0
営業外費用		
支払利息	53	-
支払手数料	12	0
創立費償却	14	14
株式交付費償却	17	20
営業外費用合計	97	34
経常利益	2,169	2,235
税引前当期純利益	2,169	2,235
法人税、住民税及び事業税	49	47
法人税等調整額	6	0
法人税等合計	42	47
当期純利益	2,126	2,187

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	20,000	5,000	110,277	115,277	2,174	2,174	594	136,856	46	136,903
当期変動額										
新株の発行	7,500	7,500		7,500				15,000		15,000
株式交換による増減		43,719		43,719				43,719		43,719
剰余金の配当					1,874	1,874		1,874		1,874
当期純利益					2,126	2,126		2,126		2,126
自己株式の取得							47	47		47
自己株式の処分			0	0			9	10		10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									49	49
当期変動額合計	7,500	51,219	0	51,220	252	252	37	58,934	49	58,983
当期末残高	27,500	56,219	110,277	166,497	2,426	2,426	632	195,791	95	195,886

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	27,500	56,219	110,277	166,497	2,426	2,426	632	195,791	95	195,886
当期変動額										
剰余金の配当					2,078	2,078		2,078		2,078
当期純利益					2,187	2,187		2,187		2,187
自己株式の取得							38	38		38
自己株式の処分			5	5			44	38		38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									5	5
当期変動額合計	-	-	5	5	109	109	6	109	5	115
当期末残高	27,500	56,219	110,272	166,491	2,535	2,535	625	195,900	101	196,002

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 繰延資産の処理方法

創立費

5年間の均等償却を行っており、年間償却見積額を期間により按分し計上しております。

株式交付費

3年間の均等償却を行っており、年間償却見積額を期間により按分し計上しております。

3. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
預金	1,797百万円	1,936百万円
未収入金	49百万円	32百万円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
受取配当金	2,125百万円	2,130百万円
受入手数料	1,116百万円	1,171百万円
販売費及び一般管理費	487百万円	524百万円
受取利息	53百万円	0百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給与・手当	626百万円	640百万円
広告宣伝費	56百万円	71百万円
支払報酬	136百万円	124百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
子会社株式	193,564	193,564
関連会社株式	103	103
合計	193,668	193,668

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	15百万円	14百万円
株式報酬費用	12	21
関係会社株式	132	209
その他	2	2
繰延税金資産小計	162百万円	248百万円
評価性引当額	145	231
繰延税金資産合計	17百万円	16百万円
繰延税金負債		
未収事業税	-	-
繰延税金負債合計	-百万円	-百万円
繰延税金資産の純額	17百万円	16百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01	0.01
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	29.08	32.92
住民税均等割等	0.31	0.30
評価性引当の増減	0.24	3.88
その他	0.36	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.98%	2.12%

(重要な後発事象)

連結計算書類の連結注記表にあります重要な後発事象に関する注記に記載のとおりです。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
繰延資産							
創立費	71	-	-	71	50	14	21
株式交付費	66	-	11	54	31	20	22
繰延資産計	138	-	11	126	81	34	44

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	49	47	49	-	47
計	49	47	49	-	47

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式交換により当社完全子会社となった株式会社新銀行東京の最近2事業年度の財務諸表は以下のとおりであります。

(株式会社新銀行東京)

(1) 財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金預け金	56,045	21,889
現金	274	296
預け金	55,771	21,592
コールローン	3,000	-
買入金銭債権	39,932	41,950
有価証券	5 160,968	5 164,685
国債	26,015	20,822
地方債	12,230	11,777
社債	78,359	82,018
株式	1	1
その他の証券	44,361	50,067
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6 230,567	1, 2, 3, 4, 5, 6 210,842
証書貸付	200,020	181,261
当座貸越	30,547	29,580
その他資産	858	868
未収還付法人税等	84	74
前払費用	46	24
未収収益	362	363
立替金	157	200
その他の資産	5 207	5 205
有形固定資産	7 23	7 47
建物	7	23
その他の有形固定資産	15	24
無形固定資産	148	136
ソフトウェア	148	136
支払承諾見返	2,035	1,663
貸倒引当金	4,091	2,674
資産の部合計	489,488	439,410

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
預金	297,580	269,832
普通預金	43,345	34,505
定期預金	254,224	235,316
その他の預金	9	11
コールマネー	25,000	30,000
借入金	598,000	568,000
借入金	98,000	68,000
信託勘定借	-	53
その他負債	2,060	2,433
未払法人税等	162	177
未払費用	1,359	1,427
前受収益	422	499
未払金	7	57
資産除去債務	60	201
その他の負債	49	70
賞与引当金	132	131
退職給付引当金	156	164
システム解約損失引当金	30	30
偶発損失引当金	24	22
繰延税金負債	1,113	1,149
支払承諾	2,035	1,663
負債の部合計	426,133	373,482
純資産の部		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	32,046	32,046
資本準備金	32,046	32,046
利益剰余金	8,203	10,389
その他利益剰余金	8,203	10,389
繰越利益剰余金	8,203	10,389
株主資本合計	60,250	62,436
その他有価証券評価差額金	3,104	3,491
評価・換算差額等合計	3,104	3,491
純資産の部合計	63,354	65,927
負債及び純資産の部合計	489,488	439,410

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	8,979	8,459
資金運用収益	6,668	7,037
貸出金利息	3,398	3,112
有価証券利息配当金	2,700	3,337
コールローン利息	0	0
預け金利息	30	31
その他の受入利息	539	556
信託報酬	61	56
役務取引等収益	194	277
受入為替手数料	11	11
その他の役務収益	182	265
その他業務収益	215	155
国債等債券売却益	215	155
その他経常収益	1,839	934
貸倒引当金戻入益	1,567	917
投資損失引当金戻入益	264	-
偶発損失引当金戻入益	-	1
償却債権取立益	0	0
その他の経常収益	7	14
経常費用	5,805	6,107
資金調達費用	762	500
預金利息	743	508
コールマネー利息	1	8
借入金利息	20	-
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	144	157
支払為替手数料	17	17
その他の役務費用	127	139
その他業務費用	-	36
国債等債券売却損	-	36
営業経費	14,142	14,207
その他経常費用	755	1,205
貸出金償却	22	0
偶発損失引当金繰入額	3	-
その他の経常費用	2,729	2,120
経常利益	3,174	2,352
特別損失	30	-
システム解約損失引当金繰入額	30	-
税引前当期純利益	3,144	2,352
法人税、住民税及び事業税	116	151
法人税等調整額	11	135
法人税等合計	105	16
当期純利益	3,039	2,336

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	20,000	32,046	32,046	5,407	5,407	57,454
当期変動額						
剰余金の配当				242	242	242
当期純利益				3,039	3,039	3,039
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	2,796	2,796	2,796
当期末残高	20,000	32,046	32,046	8,203	8,203	60,250

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	2,600	2,600	60,055
当期変動額			
剰余金の配当			242
当期純利益			3,039
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	503	503	503
当期変動額合計	503	503	3,299
当期末残高	3,104	3,104	63,354

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	20,000	32,046	32,046	8,203	8,203	60,250
当期変動額						
剰余金の配当				150	150	150
当期純利益				2,336	2,336	2,336
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	2,185	2,185	2,185
当期末残高	20,000	32,046	32,046	10,389	10,389	62,436

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	3,104	3,104	63,354
当期変動額			
剰余金の配当			150
当期純利益			2,336
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	387	387	387
当期変動額合計	387	387	2,572
当期末残高	3,491	3,491	65,927

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	3,144	2,352
減価償却費	136	123
貸倒引当金の増減()	1,885	1,417
投資損失引当金の増減額(減少)	264	-
賞与引当金の増減額(は減少)	4	0
役員賞与引当金の増減額(は減少)	7	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	17	8
システム解約損失引当金の増減額(は減少)	30	-
偶発損失引当金の増減額(は減少)	3	1
資金運用収益	6,668	7,037
資金調達費用	762	500
有価証券関係損益()	215	118
貸出金の純増()減	7,980	19,725
預金の純増減()	4,134	27,747
借入金の純増減()	2,000	30,000
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	97	925
コールローンの純増()減	3,000	3,000
買入金銭債権の純増()減	8,204	2,017
コールマネーの純増減()	25,000	5,000
信託勘定借の純増減()	-	53
資金運用による収入	6,245	5,844
資金調達による支出	927	510
その他	1,735	980
小計	9,953	32,188
法人税等の支払額	221	112
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,731	32,300
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	39,412	35,353
有価証券の売却による収入	25,912	16,987
有価証券の償還による収入	24,840	15,825
有形固定資産の取得による支出	2	39
無形固定資産の取得による支出	67	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,271	2,630
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	242	150
財務活動によるキャッシュ・フロー	242	150
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	20,760	35,082
現金及び現金同等物の期首残高	34,369	55,129
現金及び現金同等物の期末残高	1 55,129	1 20,047

注記事項

重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～17年

その他：4年～15年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、上記の債権のうち合理的であると認められる場合には、債権額から実質保全額を控除した残額を、上記の貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、売却可能価額を合理的に見積もることが可能な場合には、債権額からその売却可能価額を控除した金額を計上しております。それ以外の場合には、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、売却可能価額を合理的に見積もることが可能な場合には、債権額からその売却可能価額を控除した金額を計上しております。それ以外の場合には、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産の所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部資産査定室が、査定結果を検証しており、その査定結果により上記の引当金を計上しております。

(4) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の金額は、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法により、当事業年度末自己都合要支給額に基づいて計上しております。

(6) システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は、当行の基幹系システムを株式会社東京都民銀行の基幹系システムに統合（平成30年5月）することに伴い、当行で発生する現行の基幹系システムに関するアウトソーシングサービス契約の中途解約に係る損失見込額について、株式会社きらぼし銀行への合併及びシステム統合に関する株式会社東京TYフィナンシャルグループ（現株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ）の子銀行の費用負担契約に基づき、当行の負担割合に応じた額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

1 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	159百万円	274百万円
延滞債権額	2,982百万円	3,193百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	260百万円	149百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
合計額	3,402百万円	3,617百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	97,012百万円	97,123百万円
貸出金	17,544百万円	9,840百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	98,000百万円	68,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有価証券	2,814百万円	2,814百万円
保証金	10百万円	10百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
保証金	187百万円	188百万円

- 6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	37,019百万円	28,212百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	36,552百万円	27,679百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	587百万円	604百万円

(損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料・手当	1,363百万円	1,313百万円
退職給付費用	29百万円	32百万円
事務委託費	1,333百万円	1,350百万円
租税公課	408百万円	472百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
貸出金償却	22百万円	0百万円
債権売却損	109百万円	140百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,926	-	-	5,926	
A種優先株式	2,000	-	-	2,000	
合計	7,926	-	-	7,926	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月12日 取締役会	A種優先株式	161	80.98	平成28年3月31日	平成28年6月13日
平成28年11月10日 取締役会	A種優先株式	80	40.49	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	A種優先株式	80	利益剰余金	40.49	平成29年3月31日	平成29年6月12日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,926	-	-	5,926	
A種優先株式	2,000	-	-	2,000	
合計	7,926	-	-	7,926	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	A種優先株式	80	40.49	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年11月9日 取締役会	A種優先株式	69	34.84	平成29年9月30日	平成29年12月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
現金預け金勘定	56,045百万円	21,889百万円
普通預け金	224百万円	401百万円
当座預け金	206百万円	1,007百万円
郵便振替	485百万円	433百万円
現金及び現金同等物	55,129百万円	20,047百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、都内中小事業者などへの貸出業務や有価証券等による運用業務を行っております。これらの業務を行うため、顧客からの預金、金融機関からの借入金などによって資金調達を行っております。また、保有金融資産及び負債に、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として都内中小事業者への貸出金と他の金融機関の貸出債権への保証債権及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国債、地方債及び事業債であり、満期保有目的、その他保有目的に区分しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当行が保有する金融負債は、主として取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

統合的リスク管理

当行では、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当行の経営体力と比較考慮し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

当行では、信用リスク管理を経営の最重要管理事項と位置づけ、信用リスクを定量的かつ継続的に把握し適切に管理していくための基本方針を定め、これを遵守するための管理体制・相互牽制機能を整備しております。最適な与信ポートフォリオの構築を行うため、商品別・格付別・業種別等の信用リスクの状況をモニタリングし、その結果は統合リスク管理委員会を通じて取締役会へ報告するとともに、適時に業務運営に反映させる体制をとっております。有価証券の発行体の信用リスクに関しても、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行では、原則すべての資産・負債に内在する金利リスクをバリュエーション・アット・リスク（VaR）で計測し、これを自己資本の状況や市場動向等を勘案して割当られたリスク資本の範囲内に収めるように日次でモニタリングしております。また、ベース・ポイント・バリュエーション（BPV）の計測やギャップ分析を日次で行い、金利変動による資産・負債の時価の感応度をモニタリングし、関連部署に報告しております。これらのリスク管理情報は、月次で開催する統合リスク管理委員会に報告するとともに、ALM等の業務運営方針の審議に活用する体制を構築しております。

また、自己資本比率規制におけるアウトライヤー基準の趣旨も踏まえ、極端な金利の変動や、当行ポジションに不利な方向へのイールドカーブの形状変化等を想定した場合のリスク量を計測して、資産負債構成の妥当性の検証と見直しを行っております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、有価証券運用方針及び有価証券運用規程に従い行われております。価格変動リスクについては、VaRや総合損益等で計測し、これを自己資本の状況や市場動向等を勘案して割当られたリスク資本の範囲内に収めるように日次でモニタリングしております。

() 市場リスクの定量的情報等

当行では、市場リスクの影響を受ける金融資産、金融負債についてVaR（観測期間5年、保有期間6ヶ月、信頼区間99%、分散共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。当行の市場リスク量の大きさは平成30年3月31日において、4,884百万円（平成29年3月31日現在は5,356百万円）になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、平成29年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、流動性リスク管理に関する諸規定・基準に従い、資金繰り管理部署が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化可能な流動性資産を一定水準以上保有することなどを日次でモニタリングし、定期的に当行統合リスク管理委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	56,045	56,045	-
(2) コールローン	3,000	3,000	-
(3) 買入金銭債権	39,419	39,419	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,169	16,367	2,197
その他有価証券	137,027	137,027	-
(5) 貸出金	230,567		
貸倒引当金（ ）	3,375		
	227,192	227,192	-
資産計	476,854	479,052	2,197
(1) 預金	297,580	297,580	-
(2) コールマネー	25,000	25,000	-
(3) 借入金	98,000	98,000	-
負債計	420,580	420,580	-

（ ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	21,889	21,889	-
(2) 買入金銭債権	41,690	41,690	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,748	15,967	2,218
その他有価証券	137,007	137,007	-
(4) 貸出金	210,842		
貸倒引当金（ ）	2,144		
	208,697	208,697	-
資産計	423,033	425,252	2,218
(1) 預金	269,832	269,832	-
(2) コールマネー	30,000	30,000	-
(3) 借入金	68,000	68,000	-
負債計	367,832	367,832	-

（ ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式については、取引所の価格、債券は市場価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載してあります。

(4) 貸出金

貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。

(2) コールマネー

コールマネーは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)買入金銭債権」、「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
買入金銭債権(1)	513	260
非上場株式(2)	1	1
組合出資金(1)	9,769	13,928
合計	10,283	14,189

(1) 買入金銭債権及び組合出資金のうち、裏付資産及び組合財産の時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	55,771	-	-	-	-	-
コールローン	3,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権	7,649	327	2,252	806	103	27,752
有価証券						
満期保有目的の債券	-	1,200	-	-	-	12,971
うち国債	-	-	-	-	-	10,000
社債	-	1,200	-	-	-	2,971
その他有価証券のうち 満期があるもの	7,083	18,949	26,219	19,019	8,929	30,772
うち国債	1,000	9,530	5,000	-	-	-
地方債	183	419	419	4,619	3,529	3,085
社債	5,900	5,200	17,700	14,400	3,900	22,984
外国証券	-	3,800	3,100	-	1,500	4,701
貸出金()	67,259	59,545	27,592	6,326	16,200	19,981
合計	140,763	80,022	56,064	26,152	25,233	91,477

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない12,982百万円、期間の定めのないもの30,679百万円は含めておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	21,592	-	-	-	-	-
買入金銭債権	8,368	1,000	628	581	71	30,258
有価証券						
満期保有目的の債券	-	1,200	-	-	-	12,550
うち国債	-	-	-	-	-	10,000
社債	-	1,200	-	-	-	2,550
其他有価証券のうち 満期があるもの	2,923	26,886	18,586	26,186	7,329	33,816
うち国債	30	8,500	2,000	-	-	-
地方債	193	386	2,886	3,186	2,529	2,567
社債	2,700	10,500	12,300	23,000	1,300	27,134
外国証券	-	7,500	1,400	-	3,500	4,114
貸出金（ ）	60,118	55,530	23,745	5,101	12,366	21,290
合計	93,002	84,616	42,959	31,869	19,767	97,915

（ ） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,193百万円、期間の定めのないもの29,495百万円は含めておりません。

（注4） 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	201,879	70,522	25,178	-	-	-
コールマネー	25,000	-	-	-	-	-
借入金	30,000	40,000	28,000	-	-	-
合計	256,879	110,522	53,178	-	-	-

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	213,354	51,558	4,920	-	-	-
コールマネー	30,000	-	-	-	-	-
借入金	30,000	38,000	-	-	-	-
合計	273,354	89,558	4,920	-	-	-

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成29年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	9,998	11,935	1,936
	地方債	-	-	-
	社債	4,171	4,432	260
	外国証券	-	-	-
	小計	14,169	16,367	2,197
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		14,169	16,367	2,197

当事業年度(平成30年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	9,998	12,004	2,006
	地方債	-	-	-
	社債	3,750	3,963	212
	外国証券	-	-	-
	小計	13,748	15,967	2,218
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		13,748	15,967	2,218

2. その他有価証券

前事業年度(平成29年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	債券	77,716	75,686	2,030
	国債	16,016	15,755	260
	地方債	5,510	5,299	211
	社債	56,189	54,631	1,558
	外国証券	6,468	6,399	68
	その他	45,655	42,976	2,678
	小計	129,840	125,062	4,777
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	債券	24,719	25,045	326
	国債	-	-	-
	地方債	6,720	6,958	237
	社債	17,998	18,087	88
	外国証券	6,373	6,416	43
	その他	8,051	8,226	175
	小計	39,143	39,688	545
合計		168,983	164,751	4,231

当事業年度(平成30年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	債券	75,261	73,530	1,731
	国債	10,823	10,675	148
	地方債	6,624	6,449	174
	社債	57,813	56,405	1,407
	外国証券	6,472	6,383	88
	その他	45,564	42,524	3,039
	小計	127,298	122,439	4,859
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	債券	25,607	25,810	203
	国債	-	-	-
	地方債	5,153	5,299	146
	社債	20,454	20,511	56
	外国証券	9,764	9,874	109
	その他	7,919	8,047	127
	小計	43,290	43,732	441
合計		170,589	166,171	4,418

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	25,697	215	-
国債	18,997	65	-
社債	6,699	150	-
合計	25,697	215	-

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	14,115	145	36
国債	4,026	25	-
地方債	2,012	7	36
社債	8,076	112	-
その他	2,872	10	-
合計	16,987	155	36

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前事業年度における減損処理額は、ありません。

当事業年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(平成29年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	4,473
その他有価証券	4,473
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	1,369
その他有価証券評価差額金	3,104

当事業年度(平成30年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	5,032
その他有価証券	5,032
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	1,540
その他有価証券評価差額金	3,491

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

当行が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	138百万円	156百万円
退職給付費用	29百万円	32百万円
退職給付の支払額	11百万円	24百万円
退職給付引当金の期末残高	156百万円	164百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	156百万円	164百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	156百万円	164百万円
退職給付引当金	156百万円	164百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	156百万円	164百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度29百万円 当事業年度32百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	11,440百万円	6,934百万円
貸倒引当金	1,230	779
投資事業組合損益	171	133
減価償却超過額	170	226
その他	184	240
繰延税金資産小計	13,198	8,313
評価性引当額	12,942	7,922
繰延税金資産合計	255	391
繰延税金負債		
有価証券評価差額金	1,369	1,540
繰延税金負債合計	1,369	1,540
繰延税金負債の純額	1,113百万円	1,149百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13	1.20
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.04
住民税均等割等	0.13	0.36
評価性引当額	28.61	220.17
繰越欠損金の利用	-	1.56
繰越欠損金の期限切れ	-	196.58
その他	0.83	4.53
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.34%	0.69%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,965	3,181	194	638	8,979

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,030	3,492	277	659	8,459

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

当行と関連当事者との取引

(1) 当行の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社東京 TYフィナン シャルグルー プ	東京都 新宿区	27,500	子会社の経 営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 職員の出向	経営管理料 の支払 (注1)	167	-	-
							出向者人件 費の受取 (注2)	61	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注2) 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社東京 TYフィナン シャルグルー プ	東京都 新宿区	27,500	子会社の経 営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 職員の出向	経営管理料 の支払 (注1)	175	-	-
							出向者人件 費の受取 (注2)	82	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注2) 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

(2) 当行と同一の親会社をもつ会社等及び当行のその他の関係子会社の子会社等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会 社を持つ会 社	株式会社 東京都民銀行	東京都 港区	55,620	銀行業	-	資金取引 役員の兼任	資金の受入 (注)	10,000	定期預金	10,000
							預金利息の 支払 (注)	0	未払費用	0
同一の親会 社を持つ会 社	株式会社 八千代銀行	東京都 新宿区	43,734	銀行業	-	資金取引 役員の兼任	資金の受入 (注)	20,000	定期預金	20,000
							預金利息の 支払 (注)	5	未払費用	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 定期預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社 東京都民銀行	東京都 港区	55,620	銀行業	-	資金取引 役員の兼任	資金の受入 (注1)	40,000	定期預金	20,000
							預金利息の 支払 (注1)	8	未払費用	1
							コール マネー (注2)	20,000	コール マネー	10,000
							利息の支払 (注2)	0	未払費用	0
同一の親会社を持つ会社	株式会社 八千代銀行	東京都 新宿区	43,734	銀行業	-	資金取引 役員の兼任	資金の受入 (注1)	40,000	定期預金	20,000
							預金利息の 支払 (注1)	9	未払費用	1
							コール マネー (注2)	140,000	コール マネー	20,000
							利息の支払 (注2)	3	未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 定期預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

(注2) コールマネーについては、主として期間一ヶ月の取引であり、利率は取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社東京TYフィナンシャルグループ(東京証券取引所一部上場)

(現株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	3,927円28銭	4,375円10銭
1株当たり当期純利益	485円49銭	382円45銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(注) 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	63,354	65,927
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	40,080	40,000
うち優先株式払込額	百万円	40,000	40,000
うち優先配当額	百万円	80	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	23,273	25,927
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	5,926	5,926

(注) 3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	3,039	2,336
普通株主に帰属しない金額	百万円	161	69
うち優先配当額	百万円	161	69
普通株式に係る当期純利益	百万円	2,877	2,266
普通株式の期中平均株式数	千株	5,926	5,926

(重要な後発事象)

当行、株式会社東京都民銀行(以下、「東京都民銀行」といいます。)及び株式会社八千代銀行(以下、「八千代銀行」といいます。)は、平成30年3月2日開催の臨時株主総会における合併契約の承認決議に基づき、平成30年5月1日付で合併し、同日付で商号を株式会社きらぼし銀行(以下、「きらぼし銀行」といいます。)に変更しております。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 : 八千代銀行

事業の内容 : 銀行業

(吸収合併消滅会社)

名称 : 東京都民銀行

事業の内容 : 銀行業

名称 : 新銀行東京

事業の内容 : 銀行業

(2) 企業結合日

平成30年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

八千代銀行を吸収合併存続会社、当行及び東京都民銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

きらぼし銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

本件合併は、これまで培ってきた当行、東京都民銀行及び八千代銀行の「強み」「特長」を活かし、経営統合から一歩進んだ合併により統合効果を最大限発揮し、競争力強化、経営効率化を一層進展させることで、東京都及び神奈川県北東部を中心とした首都圏で存在感を一層発揮できる磐石な営基盤を確立させることを目的としております。地域金融の担い手として一層真価を発揮していくことを通じて、首都圏においてお客さまから真に愛される地域 1 の地方銀行グループを目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

当行、東京都民銀行及び八千代銀行は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ(平成30年5月1日付で株式会社東京TYフィナンシャルグループが商号変更しております。)の完全子会社であり、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

附属明細表
有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	17	23	-	40	17	7	23
その他の 有形固定資産	41	17	-	59	35	9	24
有形固定資産計	58	40	-	99	52	16	47
無形固定資産							
ソフトウェア	469	95	-	564	427	107	136
無形固定資産計	469	95	-	564	427	107	136

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	98,000	68,000	0.00	
再割引手形	-	-	-	
借入金	98,000	68,000	0.00	平成30年9月～ 平成33年3月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	30,000	10,000	28,000	-	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

引当金明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,091	2,674	499	3,592	2,674
一般貸倒引当金	1,942	902	-	1,942	902
個別貸倒引当金	2,149	1,772	499	1,650	1,772
賞与引当金	132	131	132	-	131
システム解約損失引当金	30	30	-	30	30
偶発損失引当金	24	22	-	24	22
計	4,278	2,858	631	3,646	2,858

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・・・洗替による取崩額

システム解約損失引当金・・・洗替による取崩額

偶発損失引当金・・・・・・・・洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	162	177	162	-	177
未払法人税等	14	21	14	-	21
未払事業税	147	155	147	-	155

資産除去債務明細表

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで。		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社本店		
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社		
取次所			
買取手数料	無料		
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/		
株主に対する特典	3月31日(基準日)現在の株主名簿に記載された100株以上保有の株主に対して以下の優待のいずれかを実施します。		
	優待コース	優待内容	優待提供
	定期預金 金利上乘せ コース	預入時の店頭表示金利に年0.2%(税引き後年0.159%)上乘せ スーパー定期1年もの(自動継続扱い)、金額10万円以上200万円まで(分割預入はできません)、金利上乘せは初回満期日まで、店頭窓口のみ利用可能	きらぼし銀行
投資信託 購入時 手数料優遇 コース	投資信託購入時手数料(税抜き)50%優遇 取扱期間内に約定となった1取引(分割による取扱不可)、優遇金額上限1万円、店頭窓口、インターネットバンキング、及びインターネット支店で利用可能	きらぼし銀行	
(注) 取扱期間：2018年7月2日(月)～2018年9月28日(金)			

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社の定款で定めております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当連結会計年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第3期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)
平成29年6月29日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月29日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第4期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)
平成29年8月10日 関東財務局長に提出。

第4期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)
平成29年11月24日 関東財務局長に提出。

第4期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)
平成30年2月13日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成29年7月5日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成30年2月2日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪寺 信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社の完全子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京は、平成30年3月2日開催の臨時株主総会における「合併契約書」の承認決議に基づき、平成30年5月1日付で合併し、同日付で商号を株式会社きらぼし銀行に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波 秀哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪寺 信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。